

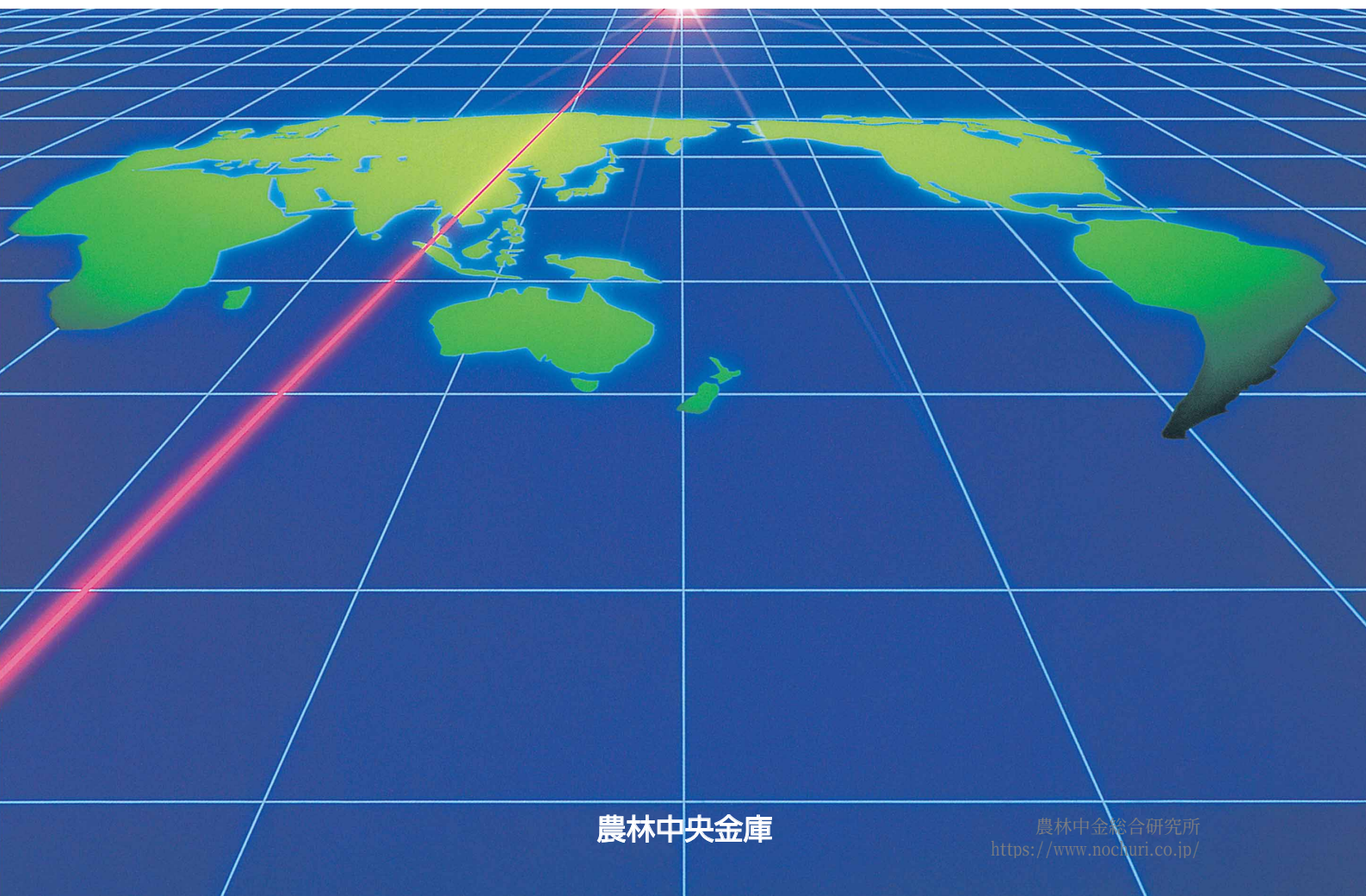
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026 *9* SEPTEMBER

持続可能な農業の実現に向けて

- フランス酪農乳業における温室効果ガス排出量の算定と日本への示唆
 - フランスの酪農協における持続可能性向上のための取組み
 - 農政グリーン化の国際的な動向
- 農業分野における外国人材の人権リスクと金融機関の役割



最初の一步を踏み出すまで

特に調査をしたわけではなく印象にすぎないが、フランスは、食や農へのスタンスが日本と近い部分が多いのではないかと、私は思っている。

片や世界でも存在感の大きい農業国、片や自給率38%の食料安保の脆弱な国で、比べるべくもないとのご指摘もあろう。だが、「農業は単なる産業にとどまらない」との感覚が広く共有されている国同士だとは言えると思う。食料の供給以外に、農業は文化継承、景観維持保全と一体化しており、そのため農業や食文化のあり方も地域ごとに多様である。谷一つ越えればチーズの名前が変わるのは、ご当地味噌や醤油が日本の地方で頑張っているのと通じるようで、親近感を覚える。特に調べもせずふらりと入った店の食事が美味しいのは、運が良かったのではなく、そもそもデフォルト設定というのも日本と同じ。交渉事では、欧州でも北側諸国とのやり取りではルールベースで割り切られ時に詰められる感覚を覚えるが、フランスの方とのやり取りでは経緯や関係者の納得感も踏まえていただきホッとした体験が何度かある。

本号では、フランスの酪農・乳業における環境保全の取り組みを取り上げた。温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン算定量計測とその活用の具体的な論点が小田論文で、農協組織を通じて広く実践される様が重頭論文にて、検討されている。

測定する、評価する、対応策を取る、という一連の手順が紹介されているのだが、これらはいわゆるPDCAサイクルであり、始めてしまえば不断の改良を通じて高度化していくことが期待されるものの、最初の一步を踏み出すのが難しいのは皆さんにも心当たりあると思う。なにせ、測ること自体に腰が重くなる。やって何になる、測るだけでは意味がない、ベストな測定方法ではない、等々。協同組合組織だと、測定結果で組合員を差別するのか、といった声も出てこよう。どんなことでもそうだが、「やった方がいい」から「やる」ことまでたどり着く距離は、実はかなり遠い。

フランスでも、おそらく同様の逡巡^{しゆんじゆん}や試行錯誤もあったろう。だが、日本ではまだ足踏みしているうちに、彼らは一步踏み出した。

農を取り巻くカルチャーの似た国でどのような取り組みが今につながっているのかは日本にも参考になる部分が多いと思う。計測の手間を負担だけに思わず製品の差別化のための投資と考えられるようになるためには、どういう仕掛け、ナラティブや戦略が必要だったのか。公的機関、農協組織、オフテイカーが酪農家の不満や不安の軽減にどう貢献してきたか。両国の差を埋めるヒントを二人の論文からくみ取っていただけると幸いである。

7月に日本経済新聞（注）が報じたように、日本でも「みえるラベル」の取得など「エコ畜産」の動きは始まっている。なかでも同記事で取り上げられている島根県の乳業農協の取り組みにはエールを送りたい。筆者自身も、父の仕事の関係で幼少期から親しみを感じていることもあり、特に注目している。記事によると輸送にかかるGHGに着目しての取り組みのようだが、もっとスコープは広げられるかもしれない。合乳ゆへの課題もまだ大きい、協同組合への期待もまた大きい。協同組合はそれに応えなければならないと思うし、そのお手伝いは弊社の使命でもあると思う。

（注）日本経済新聞（2026年）「白バラ牛乳は温暖化ガス削減効果「二つ星」 牛の飼育で広がるエコ畜産商品」 7月5日付

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 小畑秀樹・おばた ひでき）

今月のテーマ

持続可能な農業の実現に向けて

最初の一步を踏み出すまで

今月の窓

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 小畑秀樹

フランス酪農乳業における温室効果ガス
排出量の算定と日本への示唆

小田志保 — 2

ブルターニュ地方エヴェン農協のケース

フランスの酪農協における
持続可能性向上のための取組み

重頭ユカリ — 16

欧米・中国・日本の全体像と比較

農政グリーン化の国際的な動向

平澤明彦・阮 蔚 (Ruan Wei)・石田一喜 — 27

談話室

南仏のワイン農協が直面する
気候変動と適応策の実践

就実大学 経営学部 教授 伊庭治彦 — 50

現場ヒアリングに基づく構造分析と対応の方向性

農業分野における外国人材の
人権リスクと金融機関の役割

農林中央金庫 法務・コンプライアンス部 部長代理 佐々木慎吾 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

フランス酪農乳業における温室効果ガス 排出量の算定と日本への示唆

主席研究員 小田志保

〔要 旨〕

フランスの酪農乳業における、個々の農業経営から入手した1次データを積み上げ、温室効果ガス排出量を算定する仕組みを説明する。主な輸出国である同国は、家族経営主体という日本との類似性があり、国際市場での競争力のため、環境面の取組みも進んでいる。

日本に示唆されるのは、仕組み構築のための長期間と、企業活動での使用に耐える高い精度の必要性である。また効率的な運用には、既存の各制度との連携は重要で、具体的にはデータ基盤、関連制度（行政書類作成、農業会計）での標準化も求められることである。一方、得られた算定結果は、乳業メーカーの開示情報に加え、酪農経営へのプレミアム乳価等の根拠や、カーボンインセッティング等でも活用されていた。

フランスは脱炭素に加え社会経済的な目標も同時に設定し、また酪農経営での経営改善も目指し、国産を高く評価する仕組みとなっている。産業の持続可能性への姿勢は日本に参考になる。

目 次

はじめに

1 フランスの酪農乳業

- (1) 生乳生産の主体は家族経営
- (2) 牛乳乳製品の製造と販売

2 フランス酪農乳業と環境

- (1) フランス酪農乳業の脱炭素の推進
- (2) 診断ツール「CAP'2ER®」
- (3) 費用や活用の組織ガバナンスのもとでの広がり

3 フランスの仕組みと活用実態

- (1) 業界全体のGHG排出量の把握
- (2) Scope3等でのソディアール社の活用
- (3) 低炭素ラベルやエコスコアとの関連

4 1次データ積上げ式のGHG排出量算定の展開と日本への示唆

- (1) GHG排出量の算定
- (2) 多様な仕組みが有機的に連携
- (3) 経営や社会経済とのバランス

はじめに

人口減少で国内は需要減少が見込まれ、日本の農林水産物の輸出強化は重要になっている。したがって、国際市場ですでに競争の基軸となっている、サステナビリティ関連の対応は必須となる。食品製造業や小売業等は、自社分に加えて、川上から調達した農畜産物由来の温室効果ガス（GHG）の排出量である「Scope3」の開示も進めている。日本では2027年3月期以降、食品産業を含め大企業から順次、Scope3を含むGHG排出量の開示は義務となる。

一般にこのScope3は、2次データ（業界平均値）に調達額・量を乗じ算定する。企業の負担は相対的に軽いが、業界平均値の変更は容易ではないため、排出削減は調達の減少でしか達成できない短所がある。そこで乳業メーカーは、1次データ、すなわち個々の酪農経営のGHG排出量を入手し、積み上げる方法を模索する（注1）。

日本でも関連する制度の構築が進む。みどりの食料システム戦略のもとでのフードサプライチェーン全体の脱炭素化は、輸出も対象とする。生産段階の環境負荷低減の取組みを可視化する表示ラベル「みえるらべる」については、ラベル等級の根拠である「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（簡易算定ツール／みえるらべる）が国際基準等と整合していることを政府は26年7月に公表した（注2）。

以下では、この1次データの積上げによ

るScope3の算定が先行する、フランスの酪農乳業をみる。日仏の構造の違いは大きいものの、家族経営主体で国産を保護する仕組みであることや、酪農乳業の産業としての持続可能性も十分考慮している点では、日本に有益な示唆を与えている。また、乳製品の輸出大国であり、平地と山岳地帯の両方を含む地域性の多様さや、豊かな地域性を維持する産地保護への同国の姿勢等は注目されてきた（須田（2022））。そうした国の動向は、今後の日本に参考になると考える。

（注1）環境省（2025）。

（注2）農林水産省（2026年7月）公表資料を参照。

1 フランスの酪農乳業

フランスの酪農乳業が脱炭素を重視するのは、国際市場での競争力のためである。生乳生産量は日本の3倍近い、2千万トン超で、集乳量の3割強はチーズ向けで、その輸出も盛んだ。一方、生乳生産の主体は日本と同規模の家族経営である。ここから、環境負荷軽減といった価格競争力以外のつよみを、他のEU加盟国よりも必要としてきたと推測される。

（1）生乳生産の主体は家族経営

15年にEUは生乳の計画生産である生乳クォータ制度を廃止した。ドイツ等の大産地は輸出拡大と増産を進めたが、フランスは「多品種生産路線を維持し、地域の多様性を重視（注3）」し、EU域内市場のシェ

アを減らし、減産となった。

それでもEU第2位の生産量に揺るぎはない。23年には4.4万、つまり日本の4倍にあたる酪農経営がいる（第1表）。乳用牛の平均飼養頭数は72頭（注4）、大規模階層への偏りをしめす100頭以上層割合は2割弱と、日本と同程度である。なお1章では、以下、特記のない限り23年の数値である。

同国の平均的な酪農経営は、農地面積は111ha、50歳の経営主に加え1.1人（うち家族労働0.7人）からなる。搾乳牛1頭あたり農地面積は1.5haと日本の3倍（注5）で、飼料自給率は98%と日本を凌駕する（注6）。

もちろん地域差は大きい。2010～23年に増産できたのは、飼料生産に適した平地が広がる北西部のみである。この北西部に5割の経営体が集中し、大規模層も相対的に多い。一方、山岳地帯の乳用牛は、名産「コンテチーズ」の原料乳を産出するモンベ

リアル種のように、個体乳量は少なく乳脂肪率が高い品種が多い。こうした地域差からか、平均個体乳量は7,594kgと日本を下回る。

（注3） https://www.inrae.fr/sites/default/files/pdf/RESSOURCES%231_Dairy%20cows.pdf

（2026年7月15日アクセス）

（注4） 2歳以上の雌牛。

（注5） 農林水産省「畜産生産費統計」に依拠。

（注6） 飼料配合が粗飼料中心であることも同自給率を高める要因と思われる。

（2）牛乳乳製品の製造と販売

同国の食品産業は年間2,154億ユーロを売り上げ、乳業はその22%を占める。同国の食品輸出高でも乳製品の比率は26%である。

2千万トンの集乳量（注7）の34.4%はチーズ、21.1%はバター向けで、牛乳は8.7%しかない（注8）。日本では集乳量の53%が貯蔵性の低い牛乳等に仕向けられ、需給構造は大きく違う。

生乳は744の工場等で加工され、集乳量の54%（注9）を酪農協系統が取り扱う。日本に比べ大規模な工場も多く、年間集乳量1万トン以上の工場数は2割弱あり、それらが集乳量の8割を扱う。

集乳量の4割は輸出向けで、主力はチーズである。一方、生乳の2割が仕向けられる、バターの製造量が多いが、純輸入国であり、価格競争力の高い他のEU加盟国との競争にさらされている。

国内消費では製造量（注10）の5割が小売向けで、残りは乳業の自家消費や外食産業等向けとなる。一世帯あたり購入量はチ

第1表 日仏の酪農乳業

		日本	フランス
酪農	生乳生産量(百万トン)	7.4	23
	酪農経営体数	12,297	44,242
	平均飼養頭数(頭)	68	72
	100頭以上層／全経営体(%)	17	22
	個体乳量(kg)	8,794	7,594
	経営面積(ha)	34	111
乳業	工場数	483	744
	年間集乳量1万トン以上(工場数割合)(%)	-	17
	// (集乳量割合)(%)	-	83

資料 農林水産省「畜産統計」「牛乳乳製品統計」「牛乳生産費調査」、CNIEL「L'économie laitière en chiffres」

（注） フランスはリットル換算であり、1.032倍している。生乳生産量のみ24年、他は23年の数値。日本の経営体数等からは子畜のみ飼養を除いた。個体乳量は生産量／頭数で計算。平均飼養頭数は2才以上。

ーズ、ついでヨーグルト等（フレッシュチーズ、デザート等）の順に大きい。

日本ではチーズの多くが冷凍食品や外食等の業務用だが、同国のチーズ消費額の6割は小売製品である。小売チャンネルでは販売量の65%は量販店、14%は「PB主導型量販店（NBが商品の1/4未満）」で、他の乳製品でも同様の傾向にある。

つまり、フランスは牧歌的なイメージを漂わせるが、酪農乳業では日本以上に製造段階の集約は進み、また製品も主に大型小売店経由で消費される。したがって、国際市場に加え、国内の交渉力の大きな大手量販店からも、環境面での要請等を酪農乳業は課されやすい構造と思われる。

（注7）第1章は山羊や羊を含まない数値。

（注8）一般に脂肪率等で標準化された生乳換算で仕向け割合を算定するが、ここでは原資料の通り、水分を除く固形物換算のままとしている。

（注9）CNIEL “Responsablité Sociétale de la Filière Laitière” 2023年レポート。

（注10）乳固形分ベースの換算。
<https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/>
参照（2026年8月3日現在）

2 フランス酪農乳業と環境

1990年代以降（注11）、世界的に気候変動は課題となり、GHG排出削減が重要となった。2021年のフランスのGHG排出量では19%（注12）が農業由来で、二酸化炭素換算で81百万トン（注13）と、同年の日本農業（32.2百万トン）の2倍以上ある。

この81百万トンの半分は畜産由来である。同国の肉用を含む牛の頭数は、日本の

4.4倍、EU全体の2割に相当する17.3百万頭と多く、そこでの環境負荷軽減は大きな課題と思われる。

以下では、フランス酪農乳業の脱炭素の推進を、とくに1次データによるGHG排出量算定を核にみていきたい。

（注11）西岡（2022）によると、IPCCが作業を開始したのは1988年であり、科学と政策担当者が温暖化を課題視し始めたのは同時期とみられている。

（注12）土壌による吸収量を含まない。

（注13）以下、GHGは全てCO₂換算。

（1）フランス酪農乳業の脱炭素の推進

同国には、乳業メーカー単独のものとは別に、酪農部門全体でのGHG削減目標がある。16～25年にGHG排出量を17%削減とするというもので、26年現在は改定中のようなのだ。

そもそも酪農乳業界が脱炭素に動いた契機は、06年のFAOレポート「畜産の長引く負の影響（Livestock's Long Shadow：Environmental Issues and Options）」である。競争力向上にGHG削減は必須との共通理解のもと、畜産由来のGHG排出量を算定し、削減する機運は高まった。

EUの支援も受け、13年に行政、研究機関、業界団体等が連携し、パイロットプロジェクト「ライフカーボンデイリー（Life carbon dairy）」を始めた。国内の6産地から3,900の牧場（注14）が参加し、GHG排出を削減する飼養管理等の変更を実証した。このなかで個々の酪農経営がGHG排出量を算定する、後述の「CAP'2ER®」（以下、「同ツール」）が開発された。

つづく15年に同PJは「低炭素酪農 (Ferme Laitière Bas Carbone)」という、現在も続く枠組みとして、全国展開した。このなかで同ツールの使用料を「仏全国酪農経済センター (CNIEL)」が補助 (注15) するようになった。

当時のプロジェクトの成果をみておこう。2013～16年にプロジェクトに参加した2,314牧場では、GHG排出量／生乳1リットルは平均0.92kgから同0.87kgへ6%減少した。主な要因は輸入大豆使用の抑制等で、輸入大豆は熱帯雨林を農地に転換する高排出源とされている。この大豆使用の減少は、第2表の「濃厚飼料 (g／リットル)」、すなわち生乳生産量あたり濃厚飼料給与量の減少でみてとれる。

このように濃厚飼料を減らしたが、個体乳量はほぼ横ばいである。また、牧草地でも窒素施肥を減らしたが牧草は増収だった。すなわちGHG排出削減と経営改善が両立したわけである。

結果的に経営改善とはいえ、当時は酪農危機にあり、変化を嫌う状況だったのではないか。14年のロシアの禁輸措置の導入等

で乳価は暴落し、経営は不安定だった。酪農経営はリスクを負いにくく、一定数の酪農経営がこのような取組みに参加したのは不思議である。これは、「(GHG排出量削減に資する) 技術と経済の関連性を示して説得力を高める (注16)」、すなわち技術指導と経営改善のバランスをとり推進するという、行政や業界団体、営農指導担当や酪農協系を含む乳業メーカーの酪農経営と伴走する姿勢が奏功したからと推測される。

18年には、同ツールの診断結果等を活用した産業計画が仏政府に提出され、20年には同計画に基づく「フランスは乳の大地 (France terre de Lait)」という、酪農乳業全体の枠組みが発足した。ここで前述の酪農部門のGHG排出量を2016～25年に17%削減する目標を掲げた (注17)。2013～16年に6%減少できたので16年からの10年間にその3倍を目指したのだろう。

この枠組みでも、やはり社会経済的な目標等をも掲げている。例えば、社会経済的な目標「すべての関係者がより充実した仕事ができるように」は、被雇用者を含む酪農経営の報酬水準や、乳業メーカーの収益性等の改善を目指す。GHG排出量削減に偏重せず、酪農乳業そのものの持続可能性を中心に据えた態勢づくりとなっている。

(注14) 脱炭素の取組みは牧場単位で行われていると考えられ、複数牧場を所有する酪農経営単位でカウントされていない。

(注15) 適正な価格形成の議論でもあったように同組織は生産者団体、乳業団体、小売外食産業代表からなり、サプライチェーンでの利害関係調整を引き受けている。環境負荷に関しては市民

第2表 参加牧場の経営指標

	2013	2016
個体乳量 (リットル／頭)	7,480	7,450
搾乳牛／飼養頭数 (%)	45	45
濃厚飼料 (g／リットル)	167	160
無機窒素施肥量 (kgN／ha)	58	45
総窒素施肥量 (kgN／ha)	146	131
牧草収量 (乾物重量トン／ha)	6.1	7.1

資料 全国会議「Face au changement climatique, la filière laitière en mouvement (気候変動に直面する、変革途中の酪農乳業)」資料に依拠

からの要請も強く、同組織の役割発揮が望まれている。

(注16) 第2表の引用元と同じ。

(注17) 国際乳業連盟（FIL）や国連食料農業機関（FAO）等の国際目標をも国内に落とし込んだものとされている。

(2) 診断ツール「CAP'2ER®」

GHG排出量の1次データは、酪農経営向け診断ツール「CAP'2ER®」（Calcul Automatisé des Performances Environnementales pour des Exploitations Responsables、「同ツール」）の診断結果で得られる。

同ツールは、畜産研究所（IDELE）が作成した。IDELEとは非営利・非政府の研究機関で、EU・仏政府、また民間企業と連携し、基礎研究の応用や技術普及を担当する。以下、入力データの内容や診断結果を概観する。

a 入力データの内容や入力作業

同ツールは、レベル1とレベル2からなる。レベル1は自己診断用の簡易版で、普及のすそ野を広げる。

このレベル1の入力データをみてみよう（第3表）。データ数は合計35～40ほどで、酪農経営が1会計年度分を投入する。なお、項目「牛群」で品種とあるのは、日本と違いホルスタイン種以外も多く、個体乳量の違いは診断結果（GHG排出量／生乳1リットル）を左右するためであろう。

酪農経営にかかる基本的な内容が並ぶなか、表中では、第一に「識別情報」の第三者利用許諾に注目される。これは、診断結果をIDELEのデータベース等に匿名で保存

第3表 レベル1の入力データ(例示)

		自動計算項目
識別情報	氏名、住所、連絡先、診断実施日	
	第三者利用許諾	
	各取組みへの参加の有無	
	作付面積	
	経営内容、有機やGI	
牛群	品種、頭数	← 個体乳量平均
	初産頭数、初産時平均年齢	
	平均産次数	
	飼養形態	← 乳量／面積
	出荷乳量、自家消費（哺育用）	
	乳脂肪率	
飼料生産	乳タンパク質	
	永年牧草地面積	
	採草地面積	
	デントコーン作付面積	
	その他飼料穀物数量	
	ヘッジ距離	
資材	販売堆肥量（窒素量換算）	
	電力、燃料消費量	
	無機窒素、有機窒素消費量	
	購入飼料（配合飼料等）	
	うち大豆粕	

資料 IDELE ウェブサイト(2026年7月15日アクセス)

し第三者利用することへの酪農経営の意思反映である。第二に、個体乳量平均等の自動計算項目の存在である。データの入力と同時に個体乳量等といった、酪農経営が日常的にチェックする経営指標が自動計算され、データの入力ミスに気付きやすい工夫が見受けられる。

このような正確性を高める工夫は、診断結果がサプライチェーンで幅広く活用されるレベル2では、徹底されている。入力するデータ数は150～200と多く、入力作業は有資格者である専門のアドバイザーが行う。酪農経営は、EU共通農業政策関係の申請書類、財務諸表、家畜台帳、各請求書等を同アドバイザーに提供する。

IDELEが行う専門アドバイザーの研修資料によると、例えば「肥料購入費用」という項目には、財務諸表の勘定科目コード6011番のデータを入力するとの指示がある。つまり、同国では農業経営の財務諸表そのものが標準化、つまり設計が共通化されていて、別の仕組みと接合しやすいと推測できる。

b 診断結果の内容

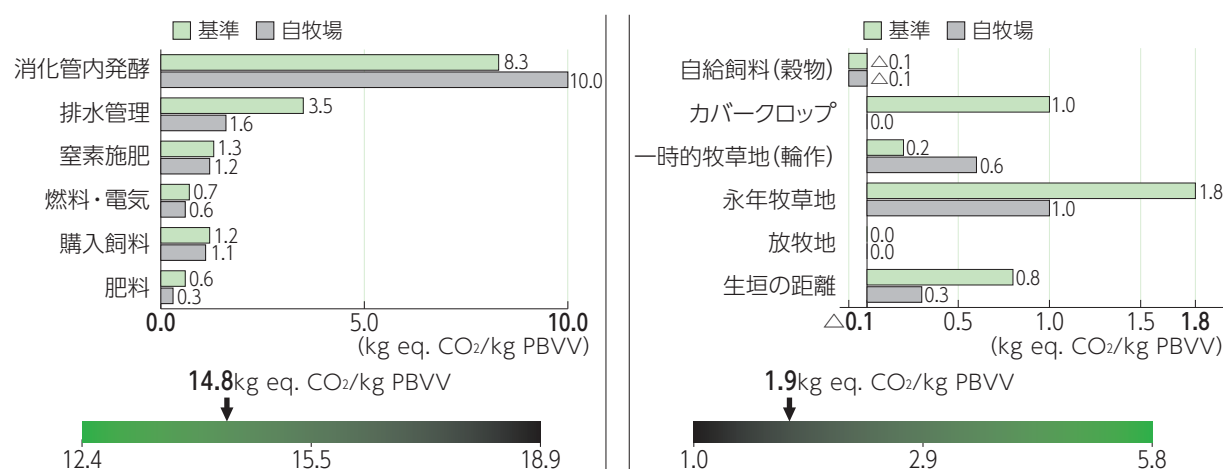
レベル1とレベル2の両方で、診断結果として炭素強度（GHG排出量／生乳1リットル）が、発生源別に得られる。第1図では14.8kg（注18）を排出するが、それを1.9kgの、生垣（Hedgerow）の距離等から算定された炭素貯留量が相殺し、純排出量の12.9kgが診断結果となる。

加えてレベル2では、多基準ライフサイクル分析（注19）のアプローチとして、GHG排出量に加えて、アンモニア排出、水の消費量や水質汚染の程度等の負荷量に加

え、生物多様性維持への貢献といった農業の環境への貢献も評価する。これは脱炭素と生物多様性等とのバランスを図るためである。また食料供給能力という、カロリーやタンパク質ベースでみたその酪農経営が養う消費者数という評価項目もある。これは、生産量と投入量を差し引き、自給飼料を投入量に含まないので自給飼料利用の方が高評価になる。なお、それぞれについての診断結果は独立し、1つの指標に統合されていない。

GHG排出量の算定を具体的に、牛のゲップ、つまり消化管内発酵メタンでみてみよう。第3表にあるような入力データと外部のデータベース（後述のアグリバリセ等）から、飼料摂取量、飼料中の濃厚飼料比率、飼料の消化率、乳牛の飼料への脂質添加、乳中脂肪酸を得て、それを固有の計算式にあてはめる。また、例えばメタン排出を減らす飼料添加剤を使う場合、得られたGHG排出量に固定の係数を乗ずる。ここで使う

第1図 診断結果(GHG排出量)



資料 IDELE ウェブサイト(2026年7月26日アクセス)
(注) PBVVは枝肉重量単位。

計算式は、国立研究機関（INRA）や民間環境コンサル（Ecosens）が設計しており、IPCCガイドラインが規定する、最も複雑だが正確なTier3に準ずるものとされている（注20）。

なお、こうした計算式の発展以前は、環境影響の評価は、数値の定期的な観測であるモニタリング手法の開発が先行していた。2000年以降はこうしたモニタリング結果に基づいたモデル化が進み、対象範囲を広げた（波多野（2005））。さらに同ツールも使うLCAは、1980年代に開発がはじまり、計算機の高度化などで2010年代に活用が拡大した。製品の原材料を生産する際の資源の採掘からの環境影響評価手法であり、その活用が一般的となっている。

（注18）入手可能な資料が肉用牛経営向けのものであるため、ここでの炭素強度は酪農部門のものではない。

（注19）同ツールのレベル2は、ライフサイクルアセスメント（LCA）の枠組みに準拠していることは、「ビューローベリタス（BUREAU VERITAS）」がISO14040規格に準拠していると認証していることで証明されている。IDELEウェブサイト に 依 拠。

（注20）IDELEが提供する専門アドバイザー向け研修資料に 依 拠。

（3）費用や活用の組織ガバナンスのもとでの広がり

同ツールの開発費用は、EU・仏政府、業界団体や民間企業である乳業メーカー（酪農協系含む）が拠出した。酪農経営はレベル1の利用の際には27ユーロ／年、レベル2では50ユーロ／年を支払う。

レベル2の専門アドバイザー（注21）は、乳業メーカーの職員等が担っており、酪農

経営は人件費を負担しない。またデータ入力に伴う酪農経営の負担軽減も配慮されている。まず、レベル1とレベル2の両方で、入力データは行政への申請書類や財務諸表等からの転記であり、新たなデータ作成は必要ない。同ツールの利用に際して、各組織は単一ライセンス取得のために、更新不要で1,250ユーロを支払う。こうした点から、個別の酪農経営というより、組織的なガバナンスのもと面的に普及してきたと思われる。

実際、同ツールは肉用牛や山羊等向けも開発され、その累計診断件数は14年の4千件から25年の53千件へ増加するなか、この53千件のうち酪農部門でのレベル1が17,094件、レベル2は14,196件と多数である。レベル1とレベル2の重複部分は不明だが、25年12月実施のIDELEへのヒアリングによると、酪農部門では牧場の4割がレベル2、ほか2割がレベル1の診断を受けている状況とのことである。生産者の組織化は相対的に酪農部門で進んでいることも、この普及状況につながった可能性はある（注22）。

（注21）専門アドバイザーが乳業の職員ではなくても、関連する実証事業等の予算で賄われるとのこと。IDELEへ25年12月に実施したヒアリングに 依 拠。

（注22）エガリム法のもとでの公正な価格形成についても酪農部門では生産者の組織化が他の畜産部門に比べ進んでいたとのことである。
<https://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr20230703.pdf>
(2026年7月30日アクセス)

3 フランスの仕組みと活用実態

(1) 業界全体のGHG排出量の把握

診断結果は酪農部門のGHG排出削減進捗把握に使われている。前述のように20年からは、「フランスは乳の大地（France terre de Lait）」という枠組みで社会経済的な目標等に並び、脱炭素にも取り組んできた。各目標の進捗状況をまとめた年次報告書（最新版の24年版）によると、22年の炭素強度は平均0.9368kgで16年（1.0034kg）から6.6%の減少に留まっている。26年8月現在、30年までの新たな計画策定に向け、パブリックコメントを募集中である。

この22年の平均値は、前述の「低炭素酪農場」という、環境負荷を軽減する農法へ移行する酪農経営のための支援プロジェクトに参加し、データ拠出を許諾した12,536

の牧場のものである。同ツールの診断結果は集計から公表まで2年間を要し、24年報告書では22年の平均値が公表されるという時差がある。また、プロジェクトの参加条件が参加時と4～6年後となるプロジェクト終了時にレベル2の診断を受けることで（注23）、毎年の母数は若干変わる。

23年にこの低炭素酪農場に参加している18,625の酪農経営を、地域圏別にみてみた（第4表）。なお、国全体では25年に参加率50%を目指しており、23年は42%に迫る。

地域圏別では参加率に大きな差がある。ブルターニュ等の経営体数が多く、生乳出荷量比率が高い地域で、参加率は高い。経営体数の16.1%を占めるプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュールは山岳地帯で、出荷量比率も10.6%、参加率も31%と低い。

なお、レベル2では各診断結果からその改善に向けた行動計画策定もでき、専門ア

第4表 低炭素酪農場への地域圏別の参加経営体数（2023年）

(単位 経営体、%)						
		2023年 経営 体数 (a)		生乳 出荷量 比率	参加 経営 体数 (b)	(b) / (a)
			(割合)			
フランス本土		44,242	100.0	100.0	18,625	42
地域 圏	イル・ド・フランス	49	0.1	0.1	9	18
	サントル・ヴァン・ド・ロワール	644	1.5	1.8	423	66
	ペイ・ド・ラ・ロワール	5,942	13.4	16.3	2,930	49
	ブルターニュ	8,520	19.3	23.3	5,139	60
	ノルマンディ	6,509	14.7	17.3	2,841	44
	オー・ドゥ・フランス	3,975	9.0	9.9	1,621	41
	グラン・テスト	3,749	8.5	10.1	1,214	32
	ブルゴーニュ＝ブランシュ・コンテ	3,901	8.8	7.2	744	19
	オーベルニュ＝ローヌ・アルプ	7,141	16.1	10.6	2,235	31
	プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	113	0.3	0.1	9	8
	オクシタニ	1,775	4.0	2.6	591	33
	ヌヴェル・アキテヌ	1,924	4.3	0.6	869	45

資料 IDELE ウェブサイト(2026年7月23日アクセス)

ドバイザーが伴走し支援する。その際、診断結果の平均値が地域別（10区分）、飼養形態類型別（6区分）で作成され、それが「基準」となる。第1図にも基準と示されているが、これを各酪農経営はベンチマークに使う。

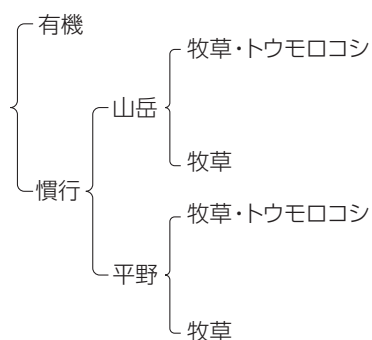
ここでの飼養形態類型別とは、まず「有機」か「慣行」か、また慣行の場合は、「山岳」か「平野」で分けられ、いずれにおいても給与する飼料の内容（「牧草・トウモロコシ」か「牧草」）で区別されている（第2図）。

(注23) https://www.paysdelaloire.fr/sites/default/files/aides/e63e477d-2274-11ea-9979-4b1b833aee5b/subvention_reglement-d'intervention-fermes-bas-carbone-lait_e63e477d_ri.pdf
(2026年7月30日アクセス)

(2) Scope3等でのソディアル社の活用

1次データの積上げによるScope3の開示事例として、酪農協系のソディアル社（以下、ソ社）を取り上げる。

第2図 基準作成における経営類型



資料 INRAE ウェブサイト
<https://www.inrae.fr/en/news/analysis-milk-production-and-greenhouse-gas-emissions-function-extreme-variations-forage-production-among-french-dairy-farms> (2026年7月23日アクセス)

ソ社は、フランスの生乳生産量の2割を集乳し、売上高は60億ユーロと国内第2位の大手乳業である。酪農協「ソディアル・ユニオン」の組合員の生乳を加工する子会社で、400万トンある集乳量の1/4をチーズに仕向け、輸出も行う。酪農協の組合員は14,500人（農場数では8,500農場）で、集乳圏はフランス全土に広がる。

ソ社は19年から30年にGHG排出量を30%削減すること、またGHG排出量の99%は生乳生産由来であるため、生乳の炭素強度を20%削減する目標を掲げている。25年のソ社ではレベル1に相当する仕組み（Self AgriCO₂）を7割の組合員が使い、同年時点で19年対比△6.7%の削減が達成されている。

さらに、組合員の高齢化や後継者不足のなか環境面での制約を課すと意欲減退を招くと危機感を覚え、インセンティブとなるプレミアム乳価を導入している。組合員は乳質等や炭素強度などで3区分され、追加払いとなるプレミアム乳価の水準は異なる。

またレベル2の診断結果はカーボンインセッティングとして、取引先との交渉材料になる。ソ社は各牧場を炭素強度で階層に分け、取引先にどの階層由来の製品をどのような条件とするか交渉する。ソ社も合乳するので、そうした取引先への製品は、指定した階層の生乳由来ではない。有機農産物等は区分管理だが、GHG排出削減関係は商物分離取引である。取引先が支払った追加分は、ソ社はプレミアム乳価等の原資としている。

(3) 低炭素ラベルやエコスコアとの関連

同ツールの使用は国公認の「低炭素ラベル (Label Bas Carbone)」の認定根拠となっている。認定されるとプロジェクト実施者として政府の公式なウェブサイト環境負荷軽減の取組内容が掲載され、企業等の資金提供者とのマッチングが促進される。

また、日本のみえるらべるのようなエコラベルよりも、その乱立の対策である仏政府の「エコスコア (le score environmental)」と同ツールは関連が深いようだ。エコスコアは、20年の「食品廃棄物対策及び循環型経済に関する法律 (2020年AGEC法) (注24)」のもと進められ (注25)、25年10月1日以降、国内市場の衣料品で、26年春には一部の食品でも表示可能となった。

このエコスコアは、GHG排出量のみならず、生物多様性、大気や水質汚染などに与えるあらゆる悪影響について、多元的に測定した点数を統合したポイントが示され、数値は環境負荷の大きさを示す。みえるらべるのような表示ラベルではなく、複数の表示ラベル間をその得点で比較可能にするものである。

エコスコアはフランス環境エネルギー管理庁 (ADEME) 提供のオープンソース「エコバリセ (Ecobalyse)」で公表されている。サプライチェーンの段階別の数値を加算するもので、食品では原材料である農畜産物の生産段階で大きい傾向にある。例えばチェダーチーズ (冷蔵で小売のもの100g) では、原材料製造が9割である。

また、国内市場での輸入品についても入

手可能である。そして原産国別の比較も可能で、やはりチェダーチーズを例にみると、フランス産が最も低い、つまり環境負荷が少ない結果が得られた。

このエコバリセに農畜産物・食品にかかるデータを提供するのは、同じくADEMEの「アグリバリセ (Agribalyse)」という、農産物および食品の環境影響に関する公開の基準データベース (DB) である。2000年代後半からエコラベルに対するデータの裏付けの必要性がフランス国内で主張されるようになり、LCI (注26) のデータベース構築が政治課題となったため、このDBが14年に構築された。2,500種類の代表的な食品の環境影響値が算出されている。

このアグリバリセのデータを、同ツールはGHG排出量算定の際、参照している。つまりエコスコアと同ツールは同じデータ基盤を活用していることになる。

(注24) 2021年気候・レジリエンス法第2条に置き換えられた。

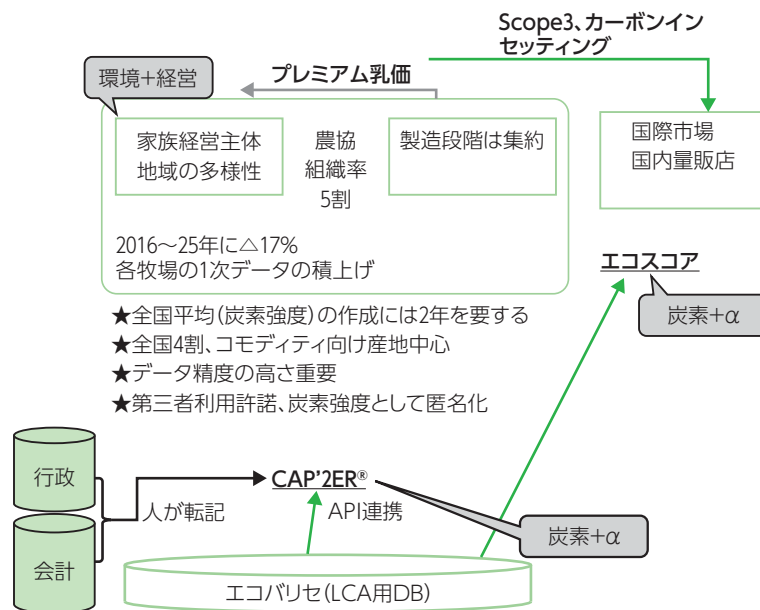
(注25) 2021年に発表された自主規格とは別。

(注26) ライフサイクルインベントリ。LCA分析に不可欠なデータの集まりで、製品・サービスの単位ごとの消費される資源量、排出される環境負荷物質の量がまとめられているもの。

4 1次データ積上げ式のGHG 排出量算定の展開と日本への示唆

第3図に1次データ積上げ式GHG排出量の算定に関する仕組みの全体像をまとめた。以下、3つのポイントに絞り説明し、結語としたい。

第3図 1次データ積上げのGHG算定に関する仕組みの全体像



資料 総研作成

(1) GHG排出量の算定

フランスの生乳生産は日本と同規模の家族経営が担い、地域性も多様である。畜産大国であり、畜産由来のGHG排出削減は大きな課題であるし、輸出国としての競争力向上や量販店からの要請対応として、環境面の取組みは重要視されてきた。2000年代後半から環境負荷軽減に取り組むとともに、それを反映する1次データの積上げによる算定の仕組みを構築してきた。

2013～16年の実証プロジェクトでGHG排出量が6%削減できたことから、16年からの10年間でその3倍の17%減少を目指したのだろう。公表ベースでは、同目標の達成状況は不明だが、気候変動による干ばつで自給飼料が不足し、購入飼料が増え、GHG排出量が増えた可能性もある。とはいえすでに日本の全経営体数よりも多くが同ツ

ルのレベル2の診断を受けている。取り扱うデータの量は大きく、1次データの集計には時間を要し、長期的な計画・運用となることがわかった。

公表されるのは、炭素強度、つまりGHG排出量／生乳1リットルの平均値であった。この平均値の母数は経営体全体の4割ほどであり、これが平均値計算に十分なサンプルサイズと考えられていると思われる。地域圏別では、コモディティ製品向けである平地の

産地では6割近いサンプルが得られているようで、供給量の大きな販売網でこうしたカバー率が高い傾向であった。

日本のみえるらべるは主に消費者の消費行動への働きかけだが、フランスでは資金提供者とのマッチングに同ツールの診断結果が使われている。国公認の「低炭素ラベル (Label Bas Carbone)」の認定根拠でもあり、ソ社ではインセットコンソーシアムで取引先との交渉に使われていた。同国でエコラベルが乱立していることも影響しているが、環境負荷軽減の取組みに対し消費者からよりも、信頼性の高いデータ構築で企業体から資金調達する方向にあると考えられる。

(2) 多様な仕組みが有機的に連携

ソ社の事例から、1次データの積上げに

よるScope3の算定が確認された。興味深いのは、プレミアム乳価やカーボンインセッシングと活用範囲が広いことである。

また、EU共通農業政策関連の申請書類や財務諸表などと同じデータを使うことで、生産者段階における新たなデータ作成の手間を省く、といった効率化が図られていた。さらに財務諸表からの同ツールへのデータ転記では、会計制度での標準化が進んでおり、データ入力 of 正確性が高められていた。

さらに、エコスコアの算定のDBとなっているアグリバリセは、同ツールへの参照データ提供も行っている。国によるアグリバリセへの投資は消費者向け情報発信と酪農経営からの1次データをもちいたGHG排出量算定の両方で効果を発揮している。

このように複数の仕組みは連携し合い、仕組み構築に投じられた資金は、幅広く活用される。そのために、IDELEと他組織はAPI連携（Application Programing Interfaceの略。ソフトウェアの機能を別のソフトウェアから呼び出す仕組み）でつながっているし、同ツールの開発では、異なるシステムでも運用可能なように、相互運用性、すなわち共通性や両用性が重視されてきた。

農業経営における財務や事務の標準化やデータ連携は日本でもWAGRI等で進められてきており、今後の展開可能性に期待したい。

なお、こうした仕組みのために、データ入力の際、酪農経営からは使用許諾を得る仕様が確認された。データの第三者利用では

個人情報保護が課題となっており、データへの直接アクセスは、フランスでも酪農経営、専門アドバイザーとアドバイザーが所属する組織とIDELEに限られている。ソ社のように、第三者である乳業メーカーが取引先である外食産業等へデータの活用範囲を広げる際、その区分のGHG排出量／生乳1リットルの平均値にして、匿名化している。

(3) 経営や社会経済とのバランス

GHG排出量算定における1次データの活用は、酪農経営における環境負荷軽減の取り組みの広がりや表裏一体である。後者に関しては、技術普及や業界目標の策定の際に酪農の経営改善や酪農乳業の社会経済的な持続可能性との関連づける姿勢にも目を向けたい。

また、国産優位となる評価も注目される。GHG排出量の算定については、飼料生産における炭素吸収が差し引かれた純排出量となっていた。飼料自給率が高い同国の優位性と思われるが、日本でも北海道の粗飼料自給率は高く、そういった面でのGHG吸収を加味した1次データ作成となれば、脱炭素につながりやすい。またエコスコアでも生物多様性等も盛り込みながら、統合的な評価を行うことで、国産乳製品は総合的な環境負荷が小さいと評価されていた。

最後に人の重要性である。まず、同ツールを使って酪農経営に還元される診断結果には、食料供給能力という、酪農家の生業なりわいそのものへの評価が盛り込まれていた。ま

た、組織ガバナンスのもと関連組織が伴走する仕組みとなっていた。日本の総合農協という多目的な組織にとって、こうした仕組みは多いに参考になる。

<参考文献>

- ・池上徹（1975）「環境アセスメント制度の法的側面」『環境法研究第4号』有斐閣
- ・環境省（2025）「1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド——削減努力が反映されるScope3排出量算定」へ——（Ver.1）」
- ・須田文明（2022）「フランスにおける資本主義的農業発展の複数の道：脱炭素化蓄積体制をこえて」『総合政策』第23巻、74～93頁
- ・仲江川敏之（2025）「地球温暖化の下で予測されている今世紀中の気候変動について」『環境情報科学』第54巻2号
- ・西岡秀三（2022）「気候変動をとめる—これまでの成果と今後の課題」『環境情報科学』51巻、1号
- ・波多野隆介ほか（2005）「農業生態系からの環境負

荷の測定と予測」『日本土壌肥科学雑誌』第76巻

- ・Brocas,C. et al. (2020) CARBON DAIRY-Leplan carbone de la production laitière. *Innovations Agronomiques*, 79, pp.61-74. <10.15454/dh20-qf53>. <hal-03014912>
- ・Soler, L.-G., et al. L'affichage environnemental des produits alimentaires. Rapport du conseil scientifique. Expérimentation nationale pilotée par le Ministère de la Transition Écologique, le Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, le Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance et l'ADEME. 2021. <hal-04180463>

* 本研究はJミルク学術連合からの支援を受けている。

（おだ しほ）

書籍案内

農林漁業金融統計2025

A4判 182頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
E-mail toukei-jouhou@nochuri.co.jp
発 行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2026年1月

フランスの酪農協における 持続可能性向上のための取組み

—ブルターニュ地方エヴェン農協のケース—

常務取締役 重頭ユカリ

〔要 旨〕

フランスの酪農業界では、2010年代に入るとGHG排出量削減の機運が高まった。本稿では、業界全体としての方向性を個別農家の取組みにつなげていくための具体的な施策を紹介する。

ブルターニュ地方のエヴェン農協は、他の2つの農協と乳製品にかかる事業全体を統合してライタという子会社を設立している。ライタでは大手スーパー等取引先のニーズを先取りしてPassion du Lait®という持続可能性向上のためのプログラムを導入し、生産部門でのGHG排出量削減の達成度に応じて農場を3段階に区分して乳価にプレミアムをつけている。また、エヴェン農協は独自にCSR基金を設立し、環境負荷低減のための設備投資等農協が設定した取組みを酪農家が行うと、生乳の出荷量1,000リットルにつき4ユーロの助成金を出している。

実際にライタ／エヴェン農協の酪農家のGHG排出量削減の取組みは、フランスの酪農業界全体よりも進んでおり、施策が奏功している様子がうかがわれる。

目 次

はじめに

1 エヴェン農協の概要

- (1) 組織構成
- (2) 組合員とガバナンス
- (3) 酪農関連の団体

2 ライタの概要

- (1) 設立経緯
- (2) ライタの事業

(3) ライタのガバナンス

3 持続可能性向上のための取組み

- (1) ライタのPassion du Lait®の概要
- (2) Passion du Lait®における生産部門の環境負荷低減のための取組み
- (3) エヴェン農協独自の取組み

おわりに

はじめに

国連食糧農業機関（FAO）は、2006年に公表した報告書『Livestock's Long Shadow : Environmental Issues and Options』で、畜産部門が環境問題に及ぼす全体的な影響を分析した。さらに10年には酪農に焦点を当てた報告書『Greenhouse Gas Emissions from the Dairy Sector : A Life Cycle Assessment』を公表し、世界の酪農部門は人為起源の温室効果ガス（GHG）の約4%を排出していると指摘した。

フランスの酪農関係者によれば、これらの報告書はフランスの酪農業界に大きな衝撃を与え、業界としてGHG排出量削減に対応しなければという機運が高まったと話す。本誌小田論文でも紹介されているとおり、環境診断のためのツールを畜産研究所（Institut de l'Élevage、IDELE）が開発し、これを業界全体で普及させつつ、排出量の削減を進めてきた。そうした状況のなかで、個別の酪農協は具体的にどのような対応をとってきたのであろうか。本稿では、ブルターニュ地方のエヴェン農協を事例としてとりあげ、25年12月に実施したヒアリング調査の内容も踏まえ、GHG排出量削減を含む持続可能性向上の取組みを紹介したい。

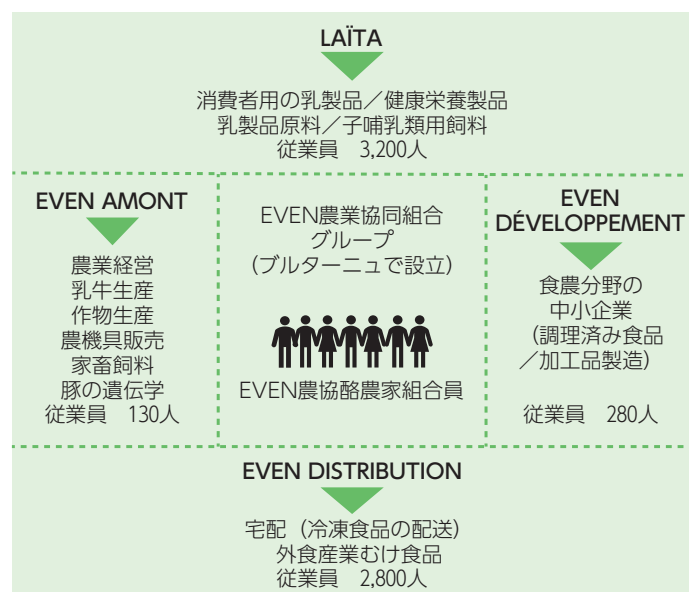
1 エヴェン農協の概要

(1) 組織構成

エヴェン農協（COOPÉRATIVE EVEN）は1930年にブルターニュ地方で設立された酪農協をルーツとする。その後、集めた牛乳をチーズやヨーグルト等に加工する事業のほか、健康食品の販売、牛、豚、鶏、その他の家畜向けの飼料や栄養補助食品の開発・販売などにも業容を拡大している。

エヴェン農協が親企業となり、農業部門（EVEN AMONT）、牛乳および乳製品部門（LAÏTA）、食品流通部門（EVEN DISTRIBUTION）、多角化部門（EVEN DÉVELOPPEMENT）という補完的な4部門でエヴェングループを構成している（第1図）。グループとしてフランス国内外に100の子会社を擁し、110か国以上に取引先

第1図 エヴェングループの構成



資料 エヴェングループ2025年年次報告書をもとに作成

を有し、25年の売上高は27億ユーロ（1ユーロ184円換算で約5,000億円）であった。エヴェングループ全体の25年の従業員数は6,410人である（注1）。

エヴェン農協の組合員からの集乳は、後で詳しく紹介するLAÏTA（以下、ライタという）が行う。農業部門であるEVEN AMONTは、組合員に対して経営に関するサポートや飼料の販売を行っている。エヴェン農協の組合員はほぼ酪農に特化しているが、EVEN AMONTは豚用の餌の販売や繁殖事業も行っており、これらは主に組合員以外を対象にしている。こうした組合員以外向けの事業や、食品流通部門、多角化部門の事業は、エヴェン農協の経営の安定性のために実施しているものである。

（注1）第1図のEVEN AMONTの職員数のなかに農協の業務に従事する職員が含まれている。

（2）組合員とガバナンス

エヴェン農協の25年末の組合員数は1,200人で、酪農場数は680か所であることから1つの農場から複数人が組合員になっている。夫婦や兄弟などの家族経営が中心で、平均的な飼養頭数は100頭以下の小規模な経営体が多い。組合員は、フランス北西部のブルターニュ地域圏内のコート＝ダルモール県（県番号22番）とフィニステール県（同29番）の酪農家に限定されている。したがって、エヴェングループとしては国際的な展開をしているものの、エヴェン農協の組合員が国外にいるわけではなく、フランス国内でも一部の県の酪農家しか組合員ではない。

なお、24年にはフランス国内に42,341の酪農場があったが、12の地域圏のなかでブルターニュ地域圏は8,176か所（19.3%）と最も数が多く、フランス国内でも酪農が盛んな地域である。

エヴェン農協では一部の組合員は、豚や鶏、野菜などとの複合経営を行っているが、世代交代の際に酪農に特化する傾向があり、複合経営を行う組合員は減少してきているとのことである。

エヴェン農協によれば、25年の平均的な乳価は1,000リットルあたり486.42ユーロであり、これはフランスの大手総合乳業メーカーと同様の水準であった。協同組合であるエヴェン農協の場合は、基本的な乳価に加えて、毎年組合員総会の終了時にこの分野で生み出された利益の多くが組合員である酪農家に分配される。25年には、酪農家組合員は、納入した生乳1,000リットルあたり平均17ユーロを受け取った。その額は農協全体としては約900万ユーロ（約16.6億円）であった（注2）。

組合員は年間の生乳供給量の10%に相当する出資を行うこととなっており、供給量が増えた場合には追加の出資を行う。出資には毎年配当が支払われ、生産者が協同組合を脱退する場合（酪農を引退する場合など）に、出資が払い戻される。

エヴェン農協のガバナンスについては組合員から選出された19人の酪農家により理事会（Conseil d'Administration）が構成されている。理事会は戦略や方針を決定し、実務的な経営陣の監督をしている。執行委

員会（Bureau）は、組合長（Président）と7人の理事によって構成されており、理事会が機動的な意思決定を行えるよう、重要案件を事前に検討するなどの役割を担っている。

エヴェングループの日常的な経営の執行については、最高経営責任者（以下、CEOという）と他6人で構成される経営委員会（Comité de Direction）が担っている。経営委員会のメンバーの役割は第1表に示すとおりであり、前述のグループ内企業EVEN AMONT、EVEN DISTRIBUTION、ライタのCEOを務めている。

（注2）ここには後述するCSR基金による助成分が含まれる。

（3）酪農関連の団体

エヴェン農協を含めフランスのほとんどの農協は、La Coopération Agricole（LCA）に加盟している。LCAは協同組合モデルを推進することを使命としており、業界を代表してフランス政府やEUと政策に関して交渉を行ったり、ロビー活動を行ったりしている。LCAには事業分野として、穀物、テンサイ、ワイン、アルファルファ、畜産、

酪農、動物栄養の7部門と、12の地域ネットワークがある。

酪農部門であるLCA Laitièreには、25年時点で、牛、山羊、羊の集乳と乳製品加工を専門とする農協約240が加入しており、それらの組合員は合計24,800人である。酪農協は、国内で搾乳された牛乳の56%、山羊乳62%、羊乳15%を扱っている。

LCA Laitièreは、加盟する酪農協の利益を代表し、会員酪農協に対して情報提供を行うほか、アニマルウェルフェアやGHG排出量削減などに関する伴走支援、法務や労務面での支援を行っている。会員である酪農協同士をつないでベストプラクティスの共有等も行うが、会員酪農協から原材料を集めて加工品を製造したり、生産物を直接販売したりすることは業務の範疇には含まれない。

また、フランスには製品や製品群ごとに専門職業間組織（interprofession）が設置されているが、牛乳の専門職業間組織は全国酪農経済センター（Centre National Interprofessionnel de l'Économie Laitière、以下CNIELという）であり、LCA Laitière

はその主要な構成員である。CNIELは、畜産研究所等とも連携して13年から酪農業全体でGHG排出量を削減するプロジェクトを実施している。このプロジェクトのなかで畜産研究所が環境診断ツールで

第1表 エヴェングループの経営委員会のメンバー

名前	担当
Christian GRINER	グループのCEO
Catherine ABAUTRET	グループの労使関係・トランスフォーメーション責任者
Jean-Marie ARNAL	EVEN DISTRIBUTIONのCEO
Dominique CLOAREC	グループの法務・コンプライアンス責任者
Jean-Marc LE ROY	EVEN AMONTとEVEN DÉVELOPPEMENTのCEO
Thierry MILLET	グループの財務責任者
Fabien RUSSIAS	LAÏTAのCEO

資料 エヴェングループ2025年年次報告書

あるCAP'2ER®（責任ある農場のための環境パフォーマンス自動計算）を開発し、CNIELやLCA Laitière等は一体となってツールを活用しつつ、排出量を削減する取組みを進めてきた。

2 ライタの概要

前述のとおり、エヴェン農協の組合員である酪農家の生乳を集め、乳製品として出荷する事業はライタが行っている。ライタは、エヴェン農協が他の2つの農協と共同で設立した子会社である。

(1) 設立経緯

ライタは、エヴェン、Coopagri Bretagne（注3）、Terrena（注4）の3農協が09年に設立した企業（注5）である。これら3つの協同組合は、09年以前から相互に連携していた。具体的には、73年からエヴェンとCoopagri Bretagneは共同でバターを生産するなどの事業を行っていた。そして91年にはCoopagri BretagneとTerrenaがバターとチーズを大規模な流通業者向けに販売するLaitaという名称の企業を設立し、94年にはエヴェンがそれに加わった。そして、09年に3つの農協は、乳製品にかかる事業全体を統合して新しい組織を立ち上げ、その名称をライタとしたのである。

ライタへの出資割合は、エヴェン農協が50.57%と過半を占め、Terrenaが31.01%、EUREDEN（Coopagri Bretagneの合併後の名称）が18.42%となっている。エヴェン

農協が筆頭株主としてライタの経営に責任を負っていることは、後述するライタのガバナンスに表れている。エヴェン農協がライタを主導している背景には、TerrenaとEUREDENは複数の農協が合併を繰り返し、現在では複数品目を扱う農協となっているのに対し、エヴェン農協は酪農に特化していることがあるとみられる。

（注3） Coopagri Bretagneは、その後の合併により現在はブルターニュ地方を基盤とするEUREDENという農協になっている。EUREDENの組合員は牛乳以外に、野菜、豚、卵、ブロイラーなどを生産している。

（注4） Terrenaは、内田（2018）で紹介しているとおり、多品目を扱う大規模農協である。

（注5） 法的な形態は、フランスでよく用いられるSAS（簡易株式会社）である。

(2) ライタの事業

ライタの事業は、集乳、加工、販売の3つである。

集乳に関しては、171人のライタの集乳ドライバーが3つの農協に加入する1,940農場から直接集乳しており、その量は年間15億リットルにのぼる。ライタの集乳センターに届けられた生乳は、様々な検査を経た後、加工施設に配送される。

ライタは、消費者向けの牛乳、チーズ、バター等のほか、ホエイや粉乳などの乳製品原料、乳児用粉ミルク、ダイエット製品等の健康食品、幼獣用飼料の製造も行っている。そしてそれらをフランス国内だけでなく国外に向けても販売しており、売上高の34%は輸出が占めている。

消費者向けの旗艦的なブランドである「ペイザン・ブルトン（Paysan Breton）」は、

50年以上前から続くブルターニュ地方を代表するブランドであり、フランス国内での認知度が高い。また、ペイザン・ブルトンブランドの牛乳、バター、ヨーグルト、チーズ等様々な商品は90か国で展開されており、日本でも一部の商品を購入することができる。ペイザン・ブルトン以外のブランドも多数あり、ライタとパートナー企業とが共同所有するブランドもある。

(3) ライタのガバナンス

ライタの活動に関する全体的な戦略は、9人で構成される理事会で決定される。出資している各農協から3名ずつ理事が選出されているが、いずれも各組合の組合長、副組合長、理事会のメンバーである。各農協の理事会メンバーは農家組合員の代表であることから、ライタの理事会メンバーもすべて農家ということになる。トップを務めるYves KERMARREC氏は、エヴェン農協の筆頭副組合長（1er Vice-président）である。

理事会の決定事項を効果的に実行に移す役割を果たしているのは、経営委員会である。経営委員会はCEOと7人のメンバーから成り、前述のとおりCEOはエヴェングループの経営委員会メンバーであるFabien RUSSIAS氏である。

つまり理事会、経営委員会の両トップは出資比率が最も高いエヴェン農協から出されており、エヴェン農協がライタの業務を概ね主導しているといえる。ただし、乳価の決定、巨額の投資、外部企業の買収など

一部の重要な事項については、理事会の全会一致、すなわち3つの農協の合意によって決定することとなっている。

3 持続可能性向上のための取組み

前述のとおり、2010年代に入るとフランスの酪農業界ではGHG排出量削減に取り組もうという機運が高まった。酪農関連団体がGHG排出量削減のためのプロジェクト（注6）を立ち上げ、畜産研究所はGHG排出量を含む環境測定ツールCAP'2ER®を公開した。

プロジェクトのウェブサイト（注7）では、GHG排出量削減など持続可能性向上に資する取組みが酪農家にもたらすメリットとして、「環境パフォーマンスの向上は、環境にとって有益であるだけでなく、農場の持続可能性も確保する。実際、環境パフォーマンスと技術的・経済的パフォーマンスは密接に関連する」としている。そして「温室効果ガス排出量が最も少ない上位10%の農場は、平均して牛乳1,000リットルあたり10ユーロ高い粗利益を上げている」とする。

しかし取組みを実施した結果として経済パフォーマンスが向上する可能性があるとしても、初期の段階では投資も必要になるため、取組みを促進するような施策が重要であると考えられる。業界として25年までに15年比でGHG排出量を20%削減（注8）するという目標をたてるなかで、ライタ／

エヴェン農協ではどのようにして酪農家の脱炭素への取組みを促進してきたかについてみてみたい。

(注6) 2013年からパイロットプロジェクトとしてLife Carbon Dairyプロジェクトがスタートし、2015年からは酪農業界全体のプロジェクトとしてLa Ferme Laitière Bas Carbone（低炭素酪農場）を開始している。

(注7) <https://www.ferme-laitiere-bas-carbone.fr/decouvrir-le-projet/>
(2026年8月13日最終アクセス)

(注8) France Terre de Laitでは2016年から2025年の間でGHG排出量17%削減を目指している。

(1) ライタのPassion du Lait®の概要

ライタでは、Passion du Lait®（直訳すると「ミルクへの情熱」の意味）というプログラムを15年に開始した。その背景には、ライタの乳製品の取引先企業からの要請があった。具体的には、ライタの営業担当者が販売先のスーパーと話をしていると、あるスーパーからは遺伝子組換えの餌を使わない牛乳がほしいと言われ、別のスーパーからは、放牧された牛の牛乳がほしい、GHG排出量の少ない乳製品がほしいと言われるなど、差別化された商品を求められることがあった。

しかし、基準を満たした農家の生乳だけを区別して集乳することは現実的に困難であった。そこで、多様なニーズに応えられるよう、様々な基準を設けて総合的に条件をクリアすることを目指してプログラムを開始したのである。ヒアリングでは取引先からの要請がプログラム導入の背景にはあったものの、具体的な制約を課される前にライタ側が自ら動いて対応策をとったとの

ことであった。つまり買い手側の将来の動きを見越してライタ側が対応を講じたのだが、ライタの経営方針は農家によって構成される理事会で決定されていることから、農家自身がGHG削減等の環境対策を強化する方針を定めて皆で進めたともいえる。

そしてこのプログラムは、生乳の出荷者である酪農家だけを対象とするものではなく、従業員や工場なども含めライタ全体として持続可能性の向上を目指す統合的なプログラムになっている。プログラムは、「ウェルビーイング（Well-being）」「協働（Cooperation）」「環境負荷低減（Footprint）」の3本柱で構成されており、それぞれの柱に合計11の行動領域と具体的な取組みの内容が設定されている（第2表）。紙幅の都合から「ウェルビーイング」と「協働」については、取組み内容を一部抜粋したものであることに留意されたいが、酪農家向けだけでなく、ライタの従業員や消費者、サプライヤー、ライタの拠点、地域経済・環境なども含めた総合的なプログラムであることが分かる（注9）。

(注9) プログラムは開始以来進化しつづけており、第2表の内容は2026年7月時点でウェブサイトに掲載された内容である。乳価への3段階のプレミアムもプログラム開始から数年後に導入されている。

(2) Passion du Lait®における生産部門の環境負荷低減のための取組み

ライタでは30年までに22年比で、生乳生産部門でのGHG排出量を30%削減、工場施設からのGHG排出量を42%削減、包装材、原料、洗剤など非酪農調達品からのGHG排

第2表 LaïtaのPassion du Lait®における取組み例

3本の柱	行動領域	具体的な取組み内容
ウェルビーイング Well-being (抜粋)	従業員を保護し支援する	・2030年までに、年間事故発生率を15未満、重大事故発生率を0.7未満に抑える
	健康的で安全な製品を提供する	・放牧を奨励し、長期的に年間平均放牧日数を180日以上に維持する
	顧客と消費者を理解し、その期待に応える	・3年ごとに顧客満足度調査を実施し、総合満足度73%以上、回答率33%以上を達成する
協働 Cooperation (抜粋)	酪農家と連携する	・業界全体の動物福祉評価を受け、Boviwellスコアで「進歩中」「優良」「優秀」のいずれかの評価を得た農家に対し、財政的なインセンティブを提供する
	サプライヤーと連携する	・サプライヤーがCSRに関する考慮事項を事業活動に組み込むのを支援する
	地域経済を支援する	・毎年100トン以上をフードバンクに寄付する
	革新によって価値を創造する	・全ての子会社および部門を巻き込んだ、目に見える形で体系化されたイノベーション戦略を実行・管理し、イノベーションの文化、有効性、およびパフォーマンスを強化する
環境負荷低減 Footprint	地球温暖化に対処する	・酪農家が農場から出荷する生乳1リットルあたりの総二酸化炭素排出量を、2022年比で2030年までに30%削減できるよう支援する(スコープ3 FLAG) ・2022年比で、2030年までに当社の工場施設からの排出量(スコープ1およびスコープ2 FLAG)を42%削減する ・2022年比で、2030年までに購入時の排出量(スコープ3、FLAG以外)を25%削減する ・2027年までに、ライタの5つの拠点でISO 50001および14001の認証を取得する
	生物環境を尊重して活動する	・2026年までに、関係者とともに生物多様性に関する政策を策定する ・2026年までに、当社が所有するすべての工業用地において生物多様性評価を開始し、完了させる ・水生環境のバランスを損なう可能性のある偶発的な汚染リスク一切を防止する
	資源の利用を抑制する	・2018年比で2030年までに水消費量を25%削減し、水循環への影響を軽減する ・毎年、輸入による森林破壊をゼロにすることを確実にする ・Duralimと協力し、毎年、動物性飼料の持続可能性向上に取り組む ・製品のライフサイクル分析とエコデザインに関する研修を毎年実施する
	循環型経済を発展させる	・2029年末までに、すべての包装材を100%リサイクル可能または再利用可能なものにする ・2022年比で、2030年までに包装材の二酸化炭素排出量を25%削減する ・2024年と比較して、2030年までにリサイクル不可能な非有害産業廃棄物を削減する ・2030年までに非有害廃棄物の90%を回収・リサイクルする ・消費財における食品廃棄物を販売量の1%未満に抑える

資料 Laïtaウェブサイトの情報(2026年7月時点)をもとに作成

(注) ウェルビーイングと協働に関しても多くの取組みが記載されていたが、各行動領域について1つずつ記載。環境負荷低減については、全項目を記載。

出量を25%削減することを目指している。こうしたGHG排出量削減目標と達成経路については、科学に基づく目標イニシアチブ(SBTi)により24年9月に認定を取得している。

Passion du Lait®においては生産部門で

のGHG排出量削減のために、基準の達成度に応じて農場を3段階に区分し、乳価にプレミアムをつけるという取組みを行っている。排出量を測定するために使われるのが、畜産研究所が開発したCAP'2ER®である。この算定ツールはGHG排出量といった環境

負荷と炭素貯留量や生物多様性維持といった環境への貢献度を総合的に評価するもので、酪農家の自己診断用のレベル1と、有資格者による診断用のレベル2の2段階がある（注10）。レベル1とレベル2では、測定に使うデータ数に大きな差があり、レベル2の診断は研修を受け資格を持つアドバイザーが行う。ライタにおいては各農協の有資格の職員が診断を実施しており、エヴェン農協の組合員に対してはEVEN AMONTの酪農技術アドバイザーが診断を行っている。

もともと酪農家は、EUの共通農業政策のクロスコンプライアンス（EUから補助金を受け取るために遵守を義務付けられている環境保全等の基準）のため、様々なデータを整備している。CAP'2ER®のレベル2の診断のために追加のデータが必要になる場合、一般的には診断を行うアドバイザーがデータを入力する。アドバイザーが農場に赴いて診断を行うには半日から1日程度の時間がかかる。診断結果が出た後は、より多くの基準を満たすためにはどのような対策が必要か、酪農家とアドバイザーで検討を行う。実施する対策としては、栄養管理、繁殖管理、施設の更新、排水処理、作物施肥、エネルギー消費の見直し、水管理、炭素貯留などが想定されている。

診断結果に基づいて農場は3段階に区分され、1番高い区分に入ると生乳1,000リットルあたり4.5ユーロ、2番目の区分は2.5ユーロ、3番目の区分は1ユーロのプレミアムを得ることができる。

乳価そのものは市場価格の変動等に応じて適宜変更されているが、プレミアムはライタに参加する3つの農協での議論により決定されて以降同じ水準である。診断は2年に1回程度の頻度で受けるが、現在では農協に加入した直後の人を除くとほとんどの酪農場がCAP'2ER®の診断を受けている。

当初は、1番高い区分の農場が10%、2番目3番目が45%ぐらいずつだったが、現在では1番高い区分の農場が3分の1を占めるようになった。つまり、高い基準を達成する酪農家の比率が高まったのだが、分布が偏りすぎるのを是正するため26年初めに基準の見直しが行われた。

現時点では、GHG排出量を減らしても乳製品の販売価格がそれに応じて上がるわけではないとのことだが、取引先はその動向について関心を持っており、差別化のためにも環境負荷低減に取り組むことは重要である。

（注10）CAP'2ER®の詳細については、本号小田論文を参考にされたい。

（3）エヴェン農協独自の取組み

Passion du Lait®は、ライタに出資する3農協の組合員が参加しているプログラムであるが、エヴェン農協ではそれに加えて独自の取組みも実施している。

それが21年9月に創設されたCSR基金（fonds RSE-Amont Even）による組合員酪農家への助成である。18年から20年にかけて乳製品市場の回復により業績が好調であったことから、組合員への還元策としてエヴェン農協の理事会で検討して導入を決定

した。具体的には、生乳の出荷量1,000リットルにつき4ユーロを還元する仕組みであるが、助成は農協が設定するメニューを実施した場合に行われる。

メニューには、環境負荷低減のための設備投資、働き手の労働条件改善など生産者福祉、動物福祉の向上に資するものの3つのカテゴリーがある。それぞれのカテゴリーに具体的な項目のリストがあり、例えば、環境負荷低減に関しては、雨水タンク、牛乳予冷装置、太陽光パネル、散水装置の設置など水管理、温室効果ガス削減、資源管理に役立つ設備投資が対象になる。生産者福祉は、生産者が休暇を取る場合に代わりに作業をしてくれる人を雇うための費用、畜舎の改修、牧草地へのアクセス路や周辺的环境整備。動物福祉は、牛群の快適性向上のための蹄^{ひづめ}のトリミング、飲水槽、個体用マット、ミスト装置、回転式マッサージブラシの購入などである。それぞれの項目ごとに助成を受けられる金額が設定されている。

例えば、年間100万リットルを出荷している農場の場合は、4千ユーロを上限として助成を受けることができるので、その範囲内で実施するメニュー（複数実施も可）を選ぶ。メニューについては、理事会内に設置された委員会において毎年検討しており、エヴェン農協が目指す方向に進むことを促進するような項目を設定している。25年には98%の組合員がその恩恵を受けており、642件に対して160万ユーロ以上の助成が行われた。

おわりに

ここまでみてきたとおり、ライタに参加する3つの農協の組合員は、GHG排出量をより多く削減することで、通常の乳価に上乗せされる額を増やすことができるというメリットがある。現状では、排出量が少なく生産された乳製品が高く売れるという状況ではないとのことだが、取引先であるスーパー等が商品の仕入れに際して環境等への配慮を重視するようになっていくことから、ライタとしては商品の差別化のためにこうした取組みが必要になっている。フランスでは大手スーパーの寡占化が進んでいるが、大手のスーパーは一般的に環境への取組みを重視しているため、取引する事業者は対応する必要に迫られているとみられる。とはいえ、ライタではスーパー等によって具体的な制約が課される前に先手を打って、生産だけでなく加工や非酪農製品の調達も含めた対応に乗り出したのだとしている。

環境への対応状況によって乳価にプレミアムをつける取組みは、フランスにおいて一般化しているわけではなく、一般消費者向けの乳製品を提供し大手スーパー等とも取引があるような事業者によって行われているとみられる。

さらにエヴェン農協では、組合員への利益還元の一環として、GHG排出量削減にも貢献するものも含め、様々な施策に助成金を出す基金を創設しており、農家の取組み

を促進・支援していることが分かる。こうした施策の結果、ライタ／エヴェン農協の酪農家のGHG排出量削減の取組みは、フランスの酪農業界全体よりも進んでいる様子がうかがわれる。

FRANCE TERRE DE LAIT (2026)によれば、24年末の時点で過去5年以内にCAP'2ER®のレベル1、過去10年以内にレベル2の診断を受けた酪農家の割合は55.4%である。ライタにおいては、Passion du Lait®に参加するためほとんどの酪農家がCAP'2ER®の診断を受けており、エヴェン農協に加盟する農場についてはその比率は99.6%（25年、レベル1、2の合計）である。フランスの酪農業界全般でCAP'2ER®による診断を受けた割合に比べて、エヴェン農協の組合員酪農家の受診率は極めて高いといえよう。

また、エヴェン農協に加入している酪農場においてCAP'2ER®を用いて測定した生乳1リットルあたりのCO₂換算排出量は平均0.85kg（25年）であり、フランスの農場全体の平均0.87kgを下回っている（注11）。このことから、組合員酪農家のGHG排出量削減は全国平均よりも進んでいることがうかがわれ、ライタのPassion du Lait®やエヴェン農協のCSR基金の後押し等が奏功しているものと考えられる。Passion du Lait®

においては30年までにこれを0.67kgまで削減することを目指しており、今後も組合員酪農家はさらなる削減に取り組んでいくことが見込まれる。

エヴェン農協やライタのウェブサイトを見ると、協同組合であることや協同組合によって設立された企業であることが強調されている。株式会社は利益を株主に分配するが、協同組合の場合は組合員に分配することができるため、その仕組みをうまく活用して持続可能性向上に資する取組みを後押しすることが可能になっていると考えられる。

（注11）フランス全体のデータもEven（2026）による。

<参考文献>

- ・明田作ほか（2018）「フランス、ドイツ、オランダの農業協同組合、協同組合銀行の制度と実情」『総研レポート』
- ・内田多喜生（2018）「フランスにおける農協の新たな展開」農林金融6月号
- ・Centre National Interprofessionnel de l'Économie Laitière（2025）L'économie laitière en chiffres Édition 2025
- ・Even（2026）Annual and Sustainable Development Report June 2026 edition
- ・FRANCE TERRE DE LAIT（2026）RESPONSABILITÉ SOCIÉTALE DE LA FILIÈRE LAITIÈRE FRANÇAISE RAPPORT 2024

（しげとう ゆかり）

農政グリーン化の国際的な動向

—欧米・中国・日本の全体像と比較—

理事研究員 平澤明彦

理事研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

主事研究員 石田一喜

〔要 旨〕

EUの環境戦略を契機として3年間にわたり農政グリーン化の国際的な動向に関する調査研究を行った。対象国・地域は欧米（EU・スイス・米国）、中国、日本である。

日本以外の特徴は、環境規制の強化と既存の直接支払制度および要件のグリーン化によって環境保全を行う欧州と、農業環境支払いの財源拡充とバイオ燃料の拡大によって気候変動対策を行う米国、そして農業者の経済的誘因が働きやすい資源利用の効率化によって環境対策や温室効果ガス（GHG）抑制と食料安全保障の両立を目指す中国、と整理できる。

それに対して日本のみどり戦略は①生産力と技術開発の重視、②長期ロードマップ、当初戦略による取組みの継続、そして③対象の広範なクロスコンプライアンスを導入し、水準の引き上げを予定している点が特色である。また、日本は農地が不足し財政枠も限られていることが農業環境施策の制約となっている。環境対策と食料安全保障の両立は欧州と中国でも強く意識されており、今後の展開が期待される。

目 次

はじめに

1 欧米の動向

- (1) EUの環境戦略と農業
- (2) スイスで進む規制
- (3) 米国は施策を拡充
- (4) 欧米内の対比

2 中国のGHG削減対策

- (1) 中国農業分野GHG削減の特徴
- (2) 化学肥料削減と「土壌診断施肥」の功績
- (3) 稲作のメタン排出と品種開発へのシフト
- (4) 低たんぱく質飼料で大豆かすの輸入を削減
- (5) 家畜排せつ物の資源化利用と循環型農業

(6) 農業分野の炭素固定

(7) 小括

3 日本：みどり戦略以降の展開

- (1) 日本での農政グリーン化の進展
- (2) 99年基本法制定前後の状況
- (3) グリーン化の検討と農業環境規範の策定
- (4) 環境支払いにおける要件の変遷
- (5) みどり戦略の策定以降の状況
- (6) 今後のグリーン農政の展開

4 国際比較とまとめ

- (1) 各国・地域の論点
- (2) 日本との対比
- (3) まとめ

はじめに

農業政策に対して気候変動や生物多様性への対応が求められるようになって久しい。2020年代には欧州連合（EU）をはじめ各国の農業および関連分野の政策でまとまった戦略や施策が打ち出されるようになり、わが国でもみどり戦略が策定された。

農中総研ではこうした情勢を受けてその潮流を把握するため、23年度から25年度までの3年間にわたり農政グリーン化（環境親和化）の国際的な動向に関する調査研究を行った。本稿はその成果の取りまとめである。

これまで欧米（EU・スイス・米国）、中国、日本について個別に成果を発表してきたが、本稿では各国・地域の概観を示して国際的動向の全体像を明らかにするとともに、各国・地域の特徴や共通点を抽出する。いずれの国・地域についても近年の主要な政策動向をたどっているが、もとより国情の違いがあるため分析の範囲や枠組みは必ずしも同じではない。おもに既往の成果を要約・対比して考察を加え、最近の情勢を適宜加筆する方法を採ったが、日本については新たに1999年以降の政策の変遷とその特質を整理している。

執筆の分担は、平澤がはじめに、第1節（欧米）と第4節（国際比較とまとめ）、阮が第2節（中国）、石田が第3節（日本）を担当した。第4節の国際比較は著者3名の意見交換を反映して執筆された。

1 欧米の動向

まず欧米3か国・地域（EU・スイス・米国）の例についてそれぞれ整理したうえで特徴を対比する。以下にみるとおり欧州と米国では対応方針が異なる一方、最近は近づいた面もある。

(1) EUの環境戦略と農業

EUではこの数年間で環境戦略に基づく農政グリーン化と規制強化から、その後退へと路線変更が生じている。

2019年12月に包括的な気候・環境戦略である欧州グリーンディールが打ち出された。内容の多くは気候変動対策であったが、農業に関わりの深い環境保全や生態系の分野も網羅しており、その部門別戦略として翌20年には農場から食卓まで（ファーム・トゥ・フォーク）の戦略と、2030年へ向けた生物多様性戦略、そして21年にはEU土壤戦略が策定された。土壤戦略以外はいずれも世界をリードする意図を明示していた。

一方、農業分野すなわち共通農業政策（CAP）においてはすでに18年6月に中期農業政策の法案を提出し、直接支払いの環境要件強化と、農業環境直接支払いの強化（各国が独自に立案するエコスキーム）を提案していた。環境戦略はこれらの施策を積極的に評価するとともに、農業に対して30年に向けた各種の数値目標（化学農薬・養分損失・抗微生物剤の半減、農地の25%で有機農業など）を提示した。

21年に成立した中期農政（23～27年）にはそれに加えて、政策目標、環境・気候法制への貢献、計画策定時の配慮、エコスキームの予算確保（直接支払いの25%）と気候戦略の目標への対応、といった形で環境戦略が反映された。一方、農業部門単独の温室効果ガス（GHG）排出削減目標の設定は見送られた。

22年にかけて上記の各種環境戦略に基づき提出された農業関連法制案には、新たな枠組みや大規模な制度改正が多く、数値目標の義務付けや、規制対象範囲の拡大、国別の計画策定と進捗管理、農場レベルを含む詳細なデータと記録の要求が含まれていた。農業予算が抑制される中で規制が強化されることに対して農業部門は強く反発した。

しかも20年以降相次いだ緊急事態により状況は一変した。新型コロナウイルス感染症の世界的まん延と、食料価格と農業資材価格の高騰、ウクライナ戦争によって農産物の需給と農業経営は不安定化した。以前からの問題である異常気象・災害の増加や、南米との自由貿易協定、そして新たに燃料税優遇廃止（気候変動対策の一環）も加わって農業者は不満を募らせ、24年前半にはEU各地でデモが多発した。

欧州議会の最大政治会派である欧州人民党（中道右派）はこの政治情勢に合わせて農業に対する環境規制強化に反対し、他の右派会派とともに多くの法制案を後退させた。24年の選挙では右派が議席を増やし、加盟国の国政選挙においても右派が伸長す

る中で、EU当局は気候中立目標を維持しつつ競争力や安全保障へと重点を移した。農業の環境対応は規制や基準からインセンティブ（経済的誘因）へと政策手法の転換がうたわれ、直接支払いの環境要件は段階的に緩和が進められている。ただし農業予算が限られる中でどの程度有効な対策が打てるのか不透明である。

とはいえ農業部門を対象とする環境政策は大幅に拡充された。特に自然再生規則により、各国は農業生態系の再生計画策定・進捗管理や、花粉媒介者の増加が義務付けられた。しかも例示された各種対策はCAPの農業環境施策と一致しており、CAPと環境政策のつながりが強まった。また、森林破壊規則により森林由来の農地で生産された農作物は輸入・販売が禁止される。そして農業における炭素クレジットの認証制度を整備しつつある。さらに、こうした各種制度や統計（農業経営や経済計算）の拡充により、環境データの収集と蓄積が進み、将来の政策の基礎になると見込まれる。

（2）スイスで進む規制

スイス農政の環境対応にはEUと比べて先進的な面が多い（注1）。規制と直接支払いによる積極的な政策介入がなされており、特に農薬と肥料の削減および追跡管理が進展中である。高度化が続いている点で後退に転じたEUと異なるが、足下では簡素化の動きもある。

おもな規制措置としては、農薬半減（27年）などを目指す行動計画を17年に採択し、

21年には強制力のある農薬リスク削減法を制定した。後者は農薬使用の実質的廃止を目指す国民発議に対抗するものである。

同法は農薬のリスク半減目標を定め、必要に応じてリスクの大きな農薬の登録取消しや、水質基準を満たさない農薬の認可・承認撤回が可能である。農薬に止まらず、水質汚染を抑制するために養分損失の削減目標も定めた。農薬と養分の流れを把握するため、農薬の販売・使用、肥料と濃厚飼料の取引（注2）について報告（国のデータベースへの入力）を義務付けた。資材の供給企業と農業者等が対象である。

そして農薬と養分損失の削減目標達成に寄与することが農政改革の主要課題となった。直接支払いについては23年から翌24年にかけて環境要件を強化した（注3）ほか、新たな直接支払制度を追加して農薬・肥料の削減などを奨励している。耕種では農薬不使用、有益生物のための混合播種（原則として無農薬）、土壌被覆、窒素施肥抑制、^{うねま}畝間を広げた穀作（農薬を制限）の5種類であり、畜産では牛の生産寿命延長と、牛の多放牧の2種類である。

そのほかに、数品目の品目別農業団体は政府と協定を結び、農薬・肥料削減に向けて自主的な取り組みを行っている。

EUほど方針は明確ではないが、スイスでも足下では環境対応が減速している。直接支払いは元より高水準であるものの、環境対策の高度化が進んでも予算は増えていない。しかも、最終的には議会が拒否して実現しなかったものの、25年には政府の財政

緊縮措置の一環として直接支払いを一律1.7%削減する方針であった。一方で農業経営は生産費の上昇と異常気象により24年まで厳しい状況にあった。農業所得に配慮して環境関連の直接支払いは25年以降追加されておらず、26年には食料安全保障対策として種苗の国内生産に対する助成が引上げられた。

今後長期的には2050年食農ビジョン（フードサプライチェーンの持続可能な開発による食料安全保障）を掲げ、環境対策と食料安全保障の両立を政策目標として明示している。

環境規制や要件の検査と書類整備の負荷が増大したため、簡素化を検討中である。農業者の各種報告はデジタル化が進展しており、システム間のデータ連携で効率化を目指している。

（注1）EUの政策は、全ての加盟国が順守する最低基準である。個別の加盟国には先進的な例がある。

（注2）農業者は、当初予定されていた農薬を農場で使用する都度の報告義務を免除され、年末の在庫を報告することとなった。農場における養分収支と、農場外へのふん尿・堆肥の移動については以前から個別に報告がなされている。この法律は新たに化学肥料と濃厚飼料による農場への養分供給を把握するものであるが、議会では撤廃すべきとの主張がある。

（注3）①高リスク成分を含む農薬で代替品がある場合は使用禁止、②益虫等保護と拡散低減、③畑地に生物多様性促進用地を確保。

（3）米国は施策を拡充

米国の対応は2000年代以降の政策を基礎として、20年代に大きく展開し、現在は一部停滞もあるが着実に進展している。その対象分野（気候変動）や、おもな政策手段

(インセンティブと市場)、財政予算の確保といった面でEUとは対照的である。

バイデン政権(2021~25年)下で講じられた農業の気候変動対策は、おもに①農業法の農業環境支払い(保全プログラム)を拡充して気候変動対策の機能を持たせる、②バイオ燃料税控除を炭素強度に連動させてGHG排出の抑制機能を持たせる、③農業(保全プログラムを含む)の炭素クレジット市場への参加促進、④航空機・船舶向けバイオ燃料の利用促進である。これらは以下に述べる既往政権の施策を踏まえて形成されている。

バイオ燃料の大規模使用は、ブッシュ政権(2001~09年)下で導入されたバイオ燃料の使用義務量(RFS)に由来する。当初期待されたGHG排出抑制は、間接的土地利用変化や肥料使用などの条件に依存することが明らかとなった。そうした課題に対応して上記の②はGHG排出の少ないバイオ燃料を優遇する仕組みである。被覆作物や不耕起などの農法も考慮されるため、農業者の農産物販売価格に反映される可能性がある。

農業におけるGHG排出の削減・抑制対策の奨励と炭素市場の利用は、オバマ政権(2009~17年)下の排出量取引制度法制案および農務長官のグリーン支払い構想に由来する。農業はGHG排出規制の直接の対象とはせず、削減・抑制分を市場で売却して収益を得ることが想定された。しかし国の排出量取引制度は実現しなかったため、バイデン政権は保全プログラムでGHG排出削

減・抑制を奨励するとともに、民間の自主的な炭素市場に農業の参加を促し、保全プログラムとの接続を目指した。

また、オバマ政権はおもに軍用に航空機・船舶向けバイオ燃料の開発を進め、バイデン政権にいたって民間利用の普及を目指すようになった。

第一次トランプ政権(2017~21年)はEUの環境戦略が新たな貿易障壁になるなどとして反発し、規制に頼らない農業イノベーションアジェンダを発表した。その目標は50年までに農業生産を4割増やしつつ環境への影響を半減することであった。第二次トランプ政権(25年以降、現行)は、気候変動対策からの撤退が基本方針であるものの、農業者や関連業界の支持を背景として、バイデン政権の上記枠組み①②を相当程度維持している(注4)。バイデン政権で拡大した保全プログラム予算を恒久化(3割増)しつつ、その用途は気候変動対策から一般的な環境対策(農場レベルの取り組みは重複が多い)に変更した。農務省の推進対象は環境再生型農業へと転換した。バイオ燃料の税控除は炭素強度との連動を維持しつつ、国産化を推進している。そしてバイオ燃料の使用義務量(おもに大豆ディーゼル)を拡大している。③④は凍結ないし停滞しているものの、将来は再開も可能である。

これらの施策間(保全プログラム、バイオ燃料税控除、炭素クレジット)ではGHG抑制を通じて連携の可能性が出てきている。

(注4) ただしGHGの危険認定取消しは潜在的影響が大きい。

(4) 欧米内の対比

EUは環境戦略を大々的に打ち出したものの農業者デモにあって後退した。スイスでも農業の経営環境が厳しくなる中で環境対策を一部緩和しつつある。他方の米国では施策の拡充を農業者が歓迎し、対照的な状況となった。

これは財源調達の可否によるところが少なくないと考えられる。EUは理念先行かつ規制と要件に依存している。環境要件の強化は農業予算の維持を期待して進められたが、予算削減（注5）と農業所得の不確実性拡大により摩擦が強まった。スイスでは農業の多面的機能の対価として高水準の直接支払いを給付しているが、予算を増やさずに環境対策を強化し続けることは難しくなったとみられる。他方、米国の環境・気候対応はインセンティブが基本であるため、対策の強化は予算の拡大に直結している。

EUとスイスは積極的な環境対応を減速させたが、いずれもその重要な要因としては農業財政の制約に加えて、20年以降におけるコロナ禍、ウクライナ戦争、エネルギー危機、生産費高騰、異常気象といった不測事態によって農業経営が不安定化し、かつ食料安全保障に対する意識が高まったことが挙げられる。

そしてEUがインセンティブ重視に転換すれば、米国の姿勢にある程度は近づくであろう。炭素クレジットの利用推奨などの分野で両者の共通要素が増しているようにみえる（平澤 2025c）。

また、こうした各国・地域の政策方針に

は、気候・環境対応に関する選挙などの政治動向が大きな影響を及ぼしている点が共通している。米国では民主党政権が気候変動対策を重視しており、その一環として農業の対策が進められる一方、共和党政権では抑制される。ただし一度導入された施策は農業者などの支持があれば共和党政権下でも何らかの形で維持される傾向にある。EUでは欧州議会選挙で19年に緑の党が議席を拡大したことを背景に環境戦略が策定され、その後の中道右派の方針転換と右派の拡大（24年選挙）によって環境戦略全体が後退した。スイスでは農薬廃絶を目指す国民投票に対抗するために農薬と肥料の使用を厳しく監視・規制する法律が制定された。

EUが減速する中で、スイスの先行性が目を引く。スイスはEUが失敗した農薬リスク半減の法制化を実現し、順調に実施している模様である。現在両国・地域で検討されている施策簡素化の内容次第ではあるが、EUの環境戦略によって一時は縮まるかにみえた両者の距離は再び拡大する可能性がある。スイスは農業環境政策が実施面で直面する検査などの課題や、食料安全保障との両立に正面から取り組もうとしている。また、EUとスイスはともに環境関連データの整備を進めており、将来はそれに基づく施策の形成が予想される。

（注5）EUの財政は政策分野が限られているために農業の割合が大きく、他の政策分野の拡大により圧迫を受けている。それに加えて中期財政計画があるため柔軟性が少ない。

2 中国のGHG削減対策

(1) 中国農業分野GHG削減の特徴

2015年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP21）で決議された「パリ協定」は、中国を含む新興国・途上国にもGHGの削減努力を課した。中国はそれ以降、本格的にGHG削減に動き、農業分野も積極的に対応してきた。そして、21年公表の「2030年前のカーボンピークアウトに向けた行動計画」（原名「2030年前碳达峰行动方案」）において、30年までにGDPあたりCO₂排出量を05年比で65%以上削減する目標を示した。これに続き、22年には農業分野のアクションプランとして「農業農村排出削減・炭素固定实施方案」（原名「農業農村减排固碳实施方案」）が策定された。ただ、同方案は明確な数値目標を設定しておらず、効率化による排出強度の削減と土壌炭素貯留に重点が置かれている。

中国の農業GHG削減対策の特徴は、食料安全保障や多面的な環境対策の遂行を優先する枠組みの中で、実行可能な範囲での成果を目指す点である。食料安全保障は、本来的に国内増産による対外依存の低減である以上、環境負荷の増大という要素が強い一方、環境問題の解決は農業においては肥料、農薬の投入削減、土地の最適利用などの条件を意味しており、両者は二律背反とならざるを得ない。そうした矛盾した政策追求の過程でGHG排出を抑制するには、農法の画期的イノベーション、生産の効率化

が不可欠であり、高いハードルと言える。

だが、中国はそれを一定程度、達成した。05～21年の間に、中国の穀物等食糧生産量は41.1%増、食肉生産量は29.6%増と大幅に拡大したが、農業分野におけるGHG総排出量は8.5%の増加にとどまった。結果的に中国の食糧、食肉の自給率はともに90%を達成しており、二律背反の政策追求の中で、GHG削減の目標もクリアした。その要因は今世紀初頭までの中国農業は粗放的で科学的農業とは言えない面があり、改善余地がきわめて大きかったためである。

中国の農業分野のGHGのおもな排出源は、家畜の消化管内発酵、排せつ物処理、稲作、農用地の土壌の4分野からなる。2分野は畜産部門となるが、05～21年の間に、牛のゲップなどに起因する消化管内発酵が2.8%増、家畜排せつ物からの発生が18.6%増といずれも食肉生産量よりも低い伸びにとどまった。化学肥料に起因する農用地土壌からのGHG排出量は同期間に8.8%減少した。ただ、稲作による排出量だけは同期間に49.0%増と生産量の伸び（17.9%増）を大幅に上回った。稲作は多数の零細農家が生産を担っているため、適切な技術の普及に時間がかかるためだ。安定生産を続けながら、多数の農家に農法の改善を徹底するには時間をかけざるを得ないという現実的な戦略が採用されている。

(2) 化学肥料削減と「土壌診断施肥」の功績

農用地土壌からの排出低減を支えたの

は、「窒素肥料の多投構造」の改革である。中国の化学肥料施用量は1970年代末から急増し、80年の1,269万トンから2000年には4,146万トンと3.3倍に拡大した。特に「窒素の多投が単収を増やす」と信じる農業者が多く、窒素肥料使用量は79年の826万トンから98年の2,233万トンへと2.7倍に急増。05年には農地1ha当たりの窒素施用量が200kgに達し、米国の3.9倍、日本の2.5倍、フランスの2倍という異常な高水準となった。大量投入は増産をもたらしたものの、土壌中の有機質の大幅低下など土壌の劣化を招き、農業の持続的発展を脅かすとともに地下水汚染など環境問題を深刻化させた。

この解決に向け、中国は今世紀から化学肥料の削減と使用効率向上へと舵を切った。様々な試みの中で最大の効果を上げたのが「土壌診断による施肥量の適切化」である。02年の計画で提唱され、05年に補助金付きで1,000万世帯の農家から開始され全国へ広がった。05～13年の9年間に中央財政は71億元を投入し、全国で累計1,798万枚の土壌サンプル採集、1億2,441万回以上の土壌診断を実施した。

土壌診断による施肥を行った試験区での調査結果によると、米、小麦とトウモロコシ等主要作物の単収は慣習施肥に比べて6～10%高く、単位面積当たりの生産コストが30元以上低下し、さらに換金作物では80元以上低くなるというコスト面の効果も生んだ。

無駄な施肥を減らすことで、肥料生産段

階および散布段階の消費などエネルギー使用量とそれに伴うGHG排出量を減らすこともできた。12年までに、全国で土壌診断による適正施肥では累計850万トンの化学肥料使用量の減少を達成した。これは石炭2,220万トン、CO₂排出量5,730万トンの減少に相当し、農業分野でのGHG削減の効果を示している。

同時に施肥構成も改善し、12年の窒素とリンの使用割合は02年比でそれぞれ8.6ポイント、2.2ポイント縮小し、代わりにカリや複合化成肥料の割合が上昇した。窒素に偏っていた施肥が抑制された。

土壌診断による施肥テクノロジー等の進化を受けて、中国政府は15年に「2020年まで化学肥料使用量のゼロ成長」目標を打ち出した。主要農産物の土壌診断面積カバー率90%、肥料利用率40%、家畜ふん尿の肥料化利用率60%（15年比10ポイント高）、稲わらなど農産物残渣のほ場鋤き込み率60%（15年比25ポイント高）、液体肥料使用面積1.5億ムー（15年比8,000万ムー増）などを掲げた。食料生産量を維持・微増させながら化学肥料使用量ゼロ成長を達成する構想であった。

結果として、15年が使用量の歴史的ピークとなり、16年から減少に転じた。20年の農業分野の化学肥料使用量は5,251万トンと15年比12.8%減を達成。特に窒素とリンはそれぞれ22.3%、22.4%の大幅減少となり、多投構造が大きく改善された。三大穀物の化学肥料の利用率（施肥したうち作物が吸収した割合）は40.2%と5ポイント向

上した。化学肥料の減少に伴い、農用地土壌からの一酸化二窒素（ N_2O ）排出量は、 CO_2 換算で10年の2.82億トンから17年には2.33億トンへと17.5%も削減された。

土壌診断による施肥削減が成功した理由は、地力改善や増産維持といった効果だけでなく、農家自身の生産費用削減に直結し、経済的誘因が働いたためである。言い換えれば、政府にとっては小さな財政対応で普及でき、農家にとっても余分な費用がかからないウイン-ウインのケースに限定して進められた。

(3) 稲作のメタン排出と品種開発へのシフト

今後の最大の課題は稲作部門におけるメタン（ CH_4 ）の排出抑制である。稲作のGHG排出量は05～21年の間に49.0%増加し、農業分野全体の排出量に占める割合も19.4%から26.6%へと拡大した。最も排出量が拡大した項目であり、今後の削減が求められるが、有効で、農家へのインセンティブとなる解決法がなく、排出削減の余地は当面小さいと予想されている。

中国では、30～50%の節水栽培や中干し期間の延長といった水管理方法について多くの試験栽培が行われ、明確なメタン削減効果が得られている。しかし、中国の稲作は零細農家が主体となっている。栽培面積が小さいうえに米の販売価格が低い状況では、農家は手間のかかる水管理を敬遠しているのが実態である。

こうした現実を踏まえ、中国は、農家に

手間を強いる水管理から、直接的な対応となる「品種開発」へと研究の重心を大きく移しつつある。具体的には、1回の田植えで年2回収穫できる「再生稲」（日本で言う再生二期作）、一度植え付ければ4年間（8作程度）収穫を継続できる「多年生稲」、そして根からのメタン放出量そのものを抑えた「低メタン放出稲」などの品種開発が進められている。再生稲と多年生稲による省力化は二期作の縮小を食い止めるための対策でもある。大量の零細農家を抱える中国において、作業プロセスや管理コストを増やすことなく、ただ種や苗を置き換えるだけで自動的に環境負荷を低減できるこれらのアプローチが、食料安全保障を堅持しつつ次なるステージのGHG削減を達成するための、現実的な切り札として期待されている。

(4) 低たんぱく質飼料で大豆かすの輸入を削減

中国の畜産分野におけるGHG削減対策は、畜産業が直面する「大豆かすの自給率向上（食料安全保障）」と「経営大規模化に伴う排せつ物汚染（地域環境問題）」という2つの重要課題への取組みと並行・連動して進められている。

中国は、たんぱく質飼料の最大の原料である大豆かすの自給率が1割台で、輸入依存度が高いという構造的課題を抱えている。この海外依存リスクを減らすために開発・普及が進められているのが、「アミノ酸添加低たんぱく質飼料」である。

この技術は、配合飼料中の大豆かすなど粗たんぱく質の含有量を低く抑える代わりに、不足する必須アミノ酸を補うことで、動物体内でのアミノ酸利用効率を改善する。その結果、家畜の窒素排せつ量が減少し、排せつ物の処理や貯留、利用の全過程において、温室効果係数の高い一酸化二窒素(N_2O)の発生量を効果的に抑制することができる。

普及を加速させたのは18年春にトランプ第1期政権が口火を切った米中貿易摩擦である。米国産大豆の輸入減少による大豆かすの供給減と国内価格の高騰を受け、中国飼料工業協会は同年に「子豚・肥育豚配合飼料」および「卵用鶏・肉用鶏配合飼料」の推奨基準を公表した。必須アミノ酸の添加を前提に、大豆かす等の粗たんぱく質配合比率を、子豚(10~25kg)で15~18%、肥育豚(50~75kg)で13~15%へと引き下げる基準を示した。

さらに行政主導の政策も強化され、農業農村部は21年の「飼料中のトウモロコシと大豆かすの削減代替作業方案」に続き、23年には「飼料用大豆かすの削減代替三年行動方案」を公表した。飼料中の大豆かす配合比率を毎年0.5ポイントずつ引き下げ、22年の14.5%から25年までに13.0%に下げる目標を掲げている。すでに22年には、配合比率を前年比0.8ポイント減の14.5%に抑えたことで、410万トン分の大豆飼料需要を削減し、同時に窒素排せつ量の減少も達成している。

(5) 家畜排せつ物の資源化利用と循環型農業

もう一つの課題は、近年の畜産業の大規模化・集約化の進展に伴い、特定地域に排せつ物が集中して悪臭や地下水・土壤汚染が深刻化した問題である。これに対し、環境汚染を起こさない総合利用と無害化処理が求められてきた。

中国政府は一連の国家計画を通じて明確な数値目標を設定している。15年の「農業の持続的発展計画2015~2030」では、家畜排せつ物の総合利用率を20年までに75%に引上げ、30年には農業廃棄物からのGHGゼロ排出を基本的の実現する方針を示した。

さらに20年には国務院が「畜産業高品質発展の促進に関する意見」を公表。国民の食生活を支える豚肉(自給率約95%維持)や牛肉・羊肉(自給率約85%維持)の国内供給を維持する前提のもと、生産規模の拡大に合わせ、排せつ物総合利用率を25年に80%以上、30年に85%以上とする具体的な目標と施策を明示した。

おもな対策は、排せつ物の「肥料化利用」と「エネルギー化利用」の強化である。肥料化は耕種作物と連動する「耕畜連携」による循環型農業の推進を意味し、エネルギー化はおもに排せつ物を活用した「バイオガス化システム」の構築を指す。

(6) 農業分野の炭素固定

農業分野の炭素固定は主として農地土壌の炭素吸収量の引上げ対策である。農産物残渣(稲・麦・トウモロコシのわら等)の

ほ場への鋤き込み（還元）、不耕起・省耕起耕作、穀物と豆類の輪作、畜産分野からの有機肥料施用等の拡大を軸に、農地土壌の有機炭素貯留量を底上げる。農地土壌のCO₂純吸収量は21年に年間約1.1億トンとなっている。

なお、植林活動の効果はそれをはるかに上回る。中国は「退耕還林還草」をスローガンとして、21世紀に入って約20年間に世界の新規森林増加面積の約25%にあたる人工林面積を増やした。これは今後年間約12億トンのCO₂を吸収することになっている。

(7) 小括

中国は地球温暖化対策への主体的、積極的参画を表明した15年のパリ協定以降、農業分野で積極的にGHG排出削減を進めてきた。ただ、中国の政策特有の一石二鳥を狙い、食料安保と環境対策がGHG削減につながる戦略を追求してきた。これは、工業分野における環境規制の強化と並行しており、中国の環境改善のスピードを速めることになった。食料生産においては、国内自給率を維持するために、再生稲や多年生稲、低メタン放出稲の品種開発や、低たんぱく質飼料の導入といった生産効率向上に資する対策を推進している。中国は食糧増産と環境改善という二律背反の課題に世界でも特にうまく対応した国と言ってよいだろう。ただし、米国との緊張激化などで政策の重心が食糧増産に傾いた場合、再びGHG排出増加など環境悪化につながる可能性も否定

できない。

3 日本：みどり戦略以降の展開

(1) 日本での農政グリーン化の進展

日本における農政グリーン化は、1999年7月制定の食料・農業・農村基本法（以下、基本法と言う）を起点とし、その後は、2013年12月の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払制度や21年5月の「みどりの食料システム戦略」（以下、みどり戦略）の策定がそれぞれ大きな転機となってきた。さらに24年5月の基本法改正と25年4月の食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画）の決定によって、新たな展開を迎えようとする状況にある。

これまでの政策は、農業生産の持続性確保に必要とする最低限の取組みをクロスコンプライアンス要件とし、その水準を上回る効果の高いまたは先進的な取組みには別途支援を講じる点では共通している。その内容や支援対象等は時期による変遷がみられる。

そこで本節では、99年の基本法制定以降の農政グリーン化の展開を概観し、みどり戦略以降の特徴と今後の論点を整理する。

(2) 99年基本法制定前後の状況

a 環境保全型農業の確立・推進から基本法策定まで

現在の日本の農業環境政策は、92年6月公表の「新しい食料・農業・農村政策の方

向」が環境保全型農業の確立・推進を掲げたことに始まっている。

環境保全型農業は、「土づくりを基本に化学肥料・農薬の使用低減を一体的に進めて環境負荷を軽減する農業」とされ、食料の安定供給のみならず、国土・環境の保全を通じた農業の持続的発展に不可欠と位置付けられている。国としては94年に「環境保全型農業の基本的考え方」、95年に「環境保全型農業技術指針」を策定しており、技術面からの推進体制の整備もしている。

こうした方向性は、61年の農業基本法を抜本的に見直し、新たな基本法の制定を目指す議論にも反映され、97年9月の「食料・農業・農村基本問題調査会答申」は、環境保全型農業を自然循環機能の発揮に資する推進すべき持続的な農法と位置付け、家畜ふん尿の適切な処理とともに環境負荷低減の重要な取組みと評価している。

b 99年基本法における農業環境施策の方針

99年に制定された基本法は、農業の多面的機能と自然循環機能を基本理念に掲げ、農業環境施策を重要な内容として位置付けている。

ここで多面的機能は「農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」を意味し、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能が食料供給と一体的に生じるという整理がされている。

また、これらの機能を将来にわたって発揮するためには、農業の自然循環機能の維持・増進が不可欠という考え方を示し、農薬・肥料の適正使用や家畜排せつ物の有効利用による地力増進を図るなどの環境保全型農業の推進が基本法理念の実現につながるという整理となっている。

これを受け、基本法制定直後の99年7月には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（以下、持続農業法）の制定と肥料取締法の一部改正が行われている。これらはまとめて「農業環境三法」と呼ばれており、環境保全型農業の制度的な基盤が整備されたとみなすことができる。

このうち持続農業法は、環境保全型農業を促進しようとする内容である。土づくり技術と化学肥料・化学合成農薬の使用低減技術を一体的に導入する「持続性の高い農業生産方式」を定義したうえで、本方式を導入する計画を作成・申請する生産者を「エコファーマー」として認定し、各種優遇措置の対象とする制度であり、国の農業環境施策では初の認定制度となっている。

(3) グリーン化の検討と農業環境規範の策定

基本法の制定後は、農政グリーン化の検討の機運が高まり、まず03年の「農業水産環境政策の基本方針」が「農林水産省が支援する農林水産業は環境保全を重視するものへ移行する」ことを明記している。

この方針は05年の基本計画に継承され、「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範」を定め、05年度からは可能なものについて、その規範を実践する農業者に各種支援策を講じる方針を示したことで、政策手法としてクロスコンプライアンスを導入する方向性が定まり、05年3月の「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の策定を通じて具体化されている。

農業環境規範は、耕種農業での土づくりの励行や効果的・効率的な施肥・防除、畜産農業での家畜排せつ物法の順守などをまとめた内容であり、法令順守に加えて自然循環機能の維持・増進に必要な最低限の取組みを整理したものとなっている。

定量的な基準は示されておらず、その実施状況はチェックシートに基づく農業者による自己点検が基本となる。各種補助事業の受益者は申請時などに点検シートの提出が必要になるなど、各種支援制度におけるクロスコンプライアンス要件として位置付けられることとなった。

(4) 環境支払いにおける要件の変遷

また、05年の基本計画は、農業生産活動による環境負荷を大幅に低減する「先進的な取組み」への支援を07年から実施する方針を示し、国レベルの環境支払いの出発点となった。環境支払いは、その後、支援対象の取組みや要件を変更しつつ継続的に行われているが、この変遷がグリーン農政を理解するうえで重要となる。

わが国最初の環境支払いは、農地・水・環境保全向上対策の一環として07年に開始された「先進的営農支援」である。

これは地域ぐるみの共同活動を前提として、農業者ぐるみで環境負荷低減につながる「先進的な取組み」を実施する場合に、組織を対象に支援する仕組みであり、先進的な取組みを行う者には農業環境規範の自己点検とエコファーマー認定が要件とされた（注6）。

支援対象となる「先進的な取組み」は、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域慣行から5割以上削減するものとされ（注7）、本支援を通じた交付単価は作物区分ごとに設定されている。

本支援によって環境負荷低減の取組みが促進されたエリアがあった一方で、共同活動が前提となるため、その素地がある水稻において取組みが広がりやすく、野菜や果樹での普及は限定的であることが課題として認識される状況となった。

このことも背景として、11年には、先進的営農支援を農地・水・環境保全向上対策から切り離して、「環境保全型農業直接支援対策」が創設された。共同活動要件が廃止され、個々の農業者による申請が可能となり、支援対象は全国に拡大した。

農業者に関する要件は先行施策と同様に農業環境規範の自己点検とエコファーマー認定である一方、支援対象は化学肥料・化学農薬の原則5割以上の低減と組み合わせで実施する、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動とされた（注

8)。

13年になると、「農林水産省・地域の活力創造プラン」でも農業政策の包括的な方針を示すようになり、農業環境施策についての言及もなされている。13年12月の同プランは、農林水産業の成長産業化を目指す「産業政策」と多面的機能の発揮を支える「地域政策」を車の両輪とする方針を示し、後者については法律に基づく「日本型直接支払制度」を15年までに創設することを掲げた。

14年度には、予算措置に基づく実施ではあるものの、中山間地域等直接支払いと農地・水・環境保全向上対策を発展させた多面的機能支払い、環境保全型農業直接支援を発展させた環境保全型農業直接支払いの3制度をまとめて日本型直接支払いを体系的に整理した。そして14年6月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(多面的機能発揮促進法)を策定し、15年度からは本法に基づく制度に移行している。

環境保全型農業直接支払いは、多面的機能の発揮を重視する観点から、農業者が組織する団体をおもな支援対象とする仕組みであり、ある意味では07年の先進的営農支援への回帰がみられる(注9)。

支援要件は当初こそ農業環境規範の自己点検とエコファーマー認定であったが、18年度には国際水準GAPへの取り組みへと変更され、環境以外の包括的な内容が加わった一方で、エコファーマーの一つの意義が失われることになった。

支援対象は、化学肥料・農薬の使用量の5割以上低減と組み合わせて実施する環境保全効果の高い営農活動であり従来の制度を踏襲しているが、その範囲は順次拡大し、有機農業や堆肥・緑肥の利用に加え、水田の中干し延長やバイオ炭の施用なども対象となっている。

支援単価は取り組みごとの「かかり増し経費」を基準に設定され、当初は有機農業と緑肥は8,000円/10a、堆肥の施用は4,400円/10aだったが、その後、単価の見直しを重ねられ、特に有機農業への支援単価は増額されている。

こうした環境支払いの変遷をグリーン農政の観点からみると、支援対象となる環境保全的な活動の内容を拡大させるとともに、農業環境規範を前提とし、エコファーマーを支援要件とする仕組みだったと評価できる。

もっとも、ここまでのグリーン化の施策はほとんど環境支払いの支援に限られ、10年代の後半には農業環境規範の自己点検を義務的な要件とする補助等はほとんどない状況にもなっていた。この点における大きな転機が、21年のみどり戦略である。

(注6) 農業者ぐるみの判断基準は、取り組み実態に応じて、作物ごとの生産者のおおむね5割以上か、あるいは作物全体での作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上のいずれかの基準を満たせばよいとされている。

(注7) 先進営農支援では、品目ごとに技術の検討が行われており、化学肥料、農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資するものとして、不耕起・冬期湛水^{たんすい}、秋期における稲わらすき込み・冬期湛水も支援対象として想定されている。

(注8) 環境支払いは営農活動に着目した仕組みである。その拡充は、2010年基本計画が化学肥料・

化学農薬の使用低減以外の環境保全効果の高い営農活動も導入していく方針を反映した結果であり、カバークロップの作付け、リビングマルチ・草生栽培の実施、冬期湛水管理に加え、06年に「有機農業の推進に関する法律」が制定された有機農業が含まれた。交付単価は取組みの追加コストを基準とする発想だが、取組み内容や品目による差は設けられず、10a当たり8,000円となっている。なお、有機農業はすでに化学肥料と農薬の使用量を削減しているため、目標設定を前提とするエコファーマーの認定が取得しにくいことを受けて、認定なしでも支援対象となることができる特例措置が設けられている。

(注9) 個々の農業者（個人・法人）のうち、集落の耕地面積ないし農業集落の全国平均耕地面積のおおむね2分の1以上において、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入するケースは農業者単独でも支援の対象となる。

(5) みどり戦略の策定以降の状況

a みどり戦略の概要

これまで多面的機能の発揮を軸として展開してきた日本の農業環境施策と農政グリーン化は、21年5月のみどり戦略の策定により新たな段階を迎えている。

みどり戦略は、EUのファーム・トゥ・フォーク戦略や米国の農業イノベーションアジェンダの相次ぐ成立を背景に策定されたものであり、日本の農業環境施策として初めて国レベルの定量的かつ中長期的な目標を設定した点に特徴がある。

具体的には、50年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化と化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%削減に加えて、耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）まで拡大することなどを目標に掲げている。

もっとも、これらの目標は国も当初から「意欲的な水準」と位置付けられている。

このため22年には、現行技術のもとで達成を目指す30年目標として、化学肥料使用量20%削減、化学農薬使用量10%低減、有機農業面積6.3万haが別途設定されている。

なお、みどり戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを基本理念としている。ここで生産力はスマート農業等による労働生産性の向上を、持続性は環境負荷の低減によるカーボンニュートラルや生物多様性の保全・再生の実現を通じた、災害や気候変動に強い食料システムの構築を意味しており、これらを両立させることを目指し、主要目標ごとに技術開発・普及の工程表を示している。

従来の農業環境施策と比べると、生産にとどまらず、調達、加工・流通、消費まで含む食料システム全体を対象とするとしており、その対象範囲の広さが特徴である。

22年4月には、みどり戦略の推進に向けて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、みどりの食料システム法）が制定されており、持続農業法の後継制度である同法では、みどり戦略に資するとして、都道府県ごとに定めた「環境負荷低減事業活動」に取り組む農業者を認定し、各種支援措置を講じる対象とする「みどり認定」制度と、環境負荷低減につながる技術等の開発などの基盤整備を支援する認定制度を内容に含んでいる（注10）。

これに伴い、エコファーマー認定制度は廃止となったが、みどり認定は、土づくり

と化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境保全型農業に加えて、GHGの排出削減や貯留、生物多様性の保全に資する取組みまで対象を拡大して認定する仕組みになった点が特徴と言える。

みどり戦略の策定からこれまでに化学農薬使用量は約20%減（24年）、化学肥料使用量は約25%減（23年）となり、30年目標の達成が視野に入る状況である。有機農業面積は3.98万ha（24年）であるが、有機JAS取得面積が約2倍に増加するなど、着実に拡大している（注11）。

（注10）みどりの食料システム法については、石田（2023）で概要と論点をまとめている。

（注11）みどり戦略以降、肥料価格の高騰があり、その対策である「肥料価格高騰対策事業」が化学肥料の2割低減を実現する取組みを求めたことが実績の背景の一つと考えられる。また、有機JAS取得面積の増加は「エコ畜事業」を背景として北海道の草地が多いが、米、野菜等の面積も着実に増加傾向にある。

b みどり戦略におけるグリーン化の方針

グリーン化の観点からみどり戦略をみると、補助・投融資・税・制度等の政策誘導の手法に環境の観点を盛り込み、環境配慮の取組みを促進する「政策手法のグリーン化」を段階的に進める方針を明示したことが注目点となっている。

具体的には、30年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者に施策支援を集中することを目指し、40年までに技術の開発状況を踏まえつつ、農林水産省の補助事業のカーボンニュートラル対応を目指すとともに、園芸施設については50年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を掲げ

ている。

さらに、補助金の拡充と環境負荷軽減メニューの充実と一体的に、各種の補助事業において環境負荷低減に関する要件を設定するクロスコンプライアンスを拡大する方針を示したことも特徴である。

これらの方針は、23年6月の「食料・農業・農村政策の新たな展開方法」を経て、24年改正の基本法にも反映されている。ここでは、食料システム全体で環境負荷低減を図るとともに、基本法が重視してきた多面的機能について、「環境への負荷の低減が図られつつ」、適切かつ十分に発揮されなければならないことを定め、農業の持続的な発展に欠かせないという方針が明確化されている。

その後、25年の基本計画は、農林水産省の全事業を対象に、環境負荷低減の取組みを義務化する「クロスコンプライアンス（みどりチェック）」を27年度から本格実施するとした。これによってクロスコンプライアンスの本格実施の方針が明確化され、事業実施後の報告・確認体制についても整備されることが決まっている。

さらに、クロスコンプライアンスを上回る環境負荷低減に効果がある持続的な生産体系への転換を促すため、「新たな環境直接支払交付金」を創設する方針が示され、新たな交付金は、みどり認定を受けた農業者を対象とすることを決めている。

(6) 今後のグリーン農政の展開

このようにみどり戦略以降のグリーン化

は、基本法が以前から重視してきた自然循環機能と多面的機能を継承しつつ、クロスコンプライアンスの導入を通じて、最低限の環境配慮を農林水産省の全事業の交付対象者等に義務付ける方針を採用している。

ここでの義務化は、生産者にとどまらず、加工・製造事業者、流通事業者、さらには農業資材や農業機械の開発事業者までを含む食料システム全体の関係者を対象とする広範なものであり、24年度から試行的な運用が開始されている。25年の基本計画策定以降は、これを「みどりチェック」と称し、各種事業の申請時および完了時にチェックシートの提出が必須となっている。みどりチェックは従来の農業環境規範と同様に定量的な基準を設けておらず、日頃の事業活動において最低限行うべき取組みかつ「意識すれば取り組める」内容のみを構成要素とするものだが、環境負荷低減に向けた最低限の取組みを広く義務的に普及させる仕組みが構築されたと評価できる。

一方、クロスコンプライアンスを上回る環境負荷低減の取組みについては、みどり認定を受けた者を対象として、新たな環境直接支払いにより支援する方針が示されている。これは、かつて農業環境規範とエコファーマー認定を要件として実施されていた環境直接支払いの基本的な考え方への回帰と位置付けることができる。

新たな環境直接支払いの具体的な内容は現在検討中であるが、交付単価は、収量減少などのリスクへの対応を含めつつ、環境負荷低減に取り組むために生じる追加的なコ

ストを補填するという発想とすることが決まっており、EUのような所得補償に類する制度とはならないことは明確である。

むしろ今後は、新たな取組みへの転換支援という性質を強く帯びるものとして、同一ほ場での同一取組みへの支援はみどり計画の認定期間である5年までとし、6年目以降は新たに環境に配慮した農法に入れ替えなければ交付を受けることができない方向が検討されている。

これは、従来の環境直接支払いが前提としてきた「かかり増し経費」の考え方を大きく見直すものであり、環境負荷低減の実践の費用や収量の減少は取組みの経過に応じて徐々に縮小することすら想定したと取れる内容である（注12）。

25年度には、環境保全型農業直接支払交付金の支援メニューから水田の長期中干しや夏期・冬期の湛水などが除かれ、化学肥料や農薬の使用量の5割以上低減を条件としない多面的機能支払交付金の「みどり加算」を通じて支援するという制度見直しがあった。しかし、これら以外の取組みは、新たな環境直接支払制度の制度設計次第では、有機農業を含めて継続的な支援がなくなり得ることもありえる方針となっている。

継続的な環境負荷低減の対価としては、GHGの排出削減・吸収量を国がクレジットとして認証し、その売却益を得ることできるJ-クレジット制度が存在するが、現時点では本制度とみどり認定には制度的な連携はない。そのため、みどり認定はグリーン化の中核的な制度ではあるが、一定期間の

支援のために時限的に取得するものとみなされ、環境負荷低減に取り組む農業者の多さを示す直接的な指標とはならないことが考えられる。

また、環境支払いでは支援対象となる取組みが残された論点である。現時点では有機農業、堆肥施用、総合防除、バイオ炭などが想定されており、J-クレジット制度との連携も視野に入っている。30年までに集中的に取り組むべき施策をまとめた「みどり加速化GXプラン」(26年6月)は、リジェネラティブ農業(環境再生型農業)に着目しており、国際的にも注目を集める農法であるが、これを環境直接支払いの支援対象として位置付けるためには、以前から環境保全型農業として取組まれてきた有機農業や化学肥料・農薬の低減、緑肥の施用などとの関係の整理が不可欠であり、その明確化が当面の課題と言える。その整理によっては、すでに環境負荷低減に取り組んできた者が不利な立場に置かれてしまう可能性があり、十分な配慮が求められる。

このように、みどり戦略以降のグリーン化は体系的な枠組みが構築されつつある。しかし、その意義や必要性が食料システムの関係者に十分共有されているとは必ずしもいえず、その普及が重要となる。また、政策的には、グリーン化がみどり戦略の目標達成にどのように寄与するか、その実効性の検証があわせて行われるべきである。

(注12) なお、新たな直接支払では、市場評価を高める取組み、生産安定化の取組み、デジタル化の取組みが事業要件とされる見込みである。環境負荷低減事業活動に伴う費用やリスクについ

ては、24年度に農林水産省の委託事業として緊急調査の結果が大きく反映されていると考えられる。なお、本結果は27年4月以降の公表が予定されている。

4 国際比較とまとめ

以上を受けて本節では国際比較とまとめを行う。まず日本以外の各国・地域について特徴を整理したうえで、日本と対比してみたい。

(1) 各国・地域の論点

欧州(EUとスイス)は環境保護(汚染や生態系)に力点があり、おもな政策手段は基準や環境規制と、農業環境支払いである。また、農業予算の多くを占める直接支払いの受給要件を環境対策に積極的に利用している。両国・地域とも農業予算が増えない中で対応を進めてきた。その結果、EUは農業者の反発を受けて一部後退し、政策手段の重点を基準・規制からインセンティブへ変更する方針を打ち出した。スイスは農薬の削減を積極的に推進しつつ、規定と農場検査の複雑化および農業者の事務負担の増大を抑制すべく取組んでいるほか、持続可能性と食料安全保障の両立をおもな課題として新たな政策を策定する予定である。

米国の状況はいくつかの点で欧州とは対照的である。力点は気候変動対策にあり、政策手段はインセンティブと市場創出である。そのための財政面の裏付けとして農業環境支払い(保全プログラム)を拡充し、バイオ燃料も一層振興している。その結果、

農業者にも積極的に受容されている。そして米国の現政権下ではバイオ燃料以外の気候変動対策が一部停滞しているものの、環境再生型農業の名目で環境対策は引き続き推進されている。それに対してEUはインセンティブへの移行をうたいながら財源を確保できておらず、実効性に疑問が残る。

そしてこうした欧米各国・地域の方針とその修正には、いずれも選挙結果や国民投票といった政治動向と、20年以降の各種不測事態による農業経営と食料安全保障にかかるリスクの拡大が影響していた。

中国は食料の増産を優先課題としながら個別具体的な環境問題（土壌劣化と汚染）に対処し、農業経営の効率化につながる施策が経済的誘因に訴え、結果としてGHG抑制にも大きな成果を挙げている。規制を強化し既存の直接支払制度をグリーン化する欧州や、助成金の財政枠拡大とバイオ燃料の使用義務拡大を推進する米国と比べて、大きな財政支出や大掛かりなエネルギー政策に頼らず効率的に対応しているように見受けられる。これまでのところ農業経営の近代化や環境政策の整備とともに速やかに効果を挙げているが、今後の主要な削減分野である稲作は品種改良と技術普及に時間がかかるほか、残渣の鋤き込みなども経済的誘因が定まっていない模様であり、推進の難易度は高まる可能性がある。

なお、EU、米国、中国における農政グリーン化の取組みは当然ながらいずれも気候・環境政策の影響を強く受けており、それらの分野における国際ルールの形成を通じ

てつながっている。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のパリ協定（15年）で、削減目標の設定が各国自身に委ねられた大きな要因の一つは、国内で義務的GHG排出権取引制度の導入に失敗したオバマ政権下の米国や、中国をはじめとする新興国・途上国の参加を確保しようとしたことであった。米国では排出権取引制度の審議の中からインセンティブに基づく農業の気候変動対策が形作られた。そしてパリ協定に参加した中国は威信をかけてGHG削減に取組み、その影響は本稿で述べたとおり農業に及んだ。また、EUは19年から20年代初頭にかけて環境戦略とその施策により、UNFCCCと生物多様性条約の交渉で主導権を発揮し、また輸入規制を通じて農産物輸出国の対応を促そうと意図していた。EUの環境戦略の名称（欧州グリーンディール）はオバマ政権下の米国で議論されたグリーンニューディールを踏襲している。米国側もEUの環境戦略に反応しており、相互の影響は明らかである。世界をけん引して新たな潮流を生み出そうとしたEUの減速とインセンティブ重視への転換は、国際的な農政グリーン化の機運にも影響を及ぼすものである（第1表）。

（2）日本との対比

こうした諸外国の整理を踏まえて、日本のみどり戦略とそれに基づく施策、そして基本法の関連条項の特徴を他の国・地域と比較してみたい。

食料・農業・農村基本法の基本理念には24年の改正で環境との調和（環境負荷の軽

第1表 農政グリーン化の国際比較

	EU	スイス	米国	中国	日本
注力分野	環境(生態系、土壌、汚染)	環境(農業・養分)	気候(環境一般に一部変化)	環境(土壌と汚染、気候に貢献)	環境、気候、生産力(省力化)
法定理念	CAP戦略計画規則(政策目標)	憲法・農業(農政の目的)	なし(農務省の戦略的目標)	なし(各種政策文書)	食料・農業・農村基本法(基本理念)
手法	・規制強化 ・直接支払要件強化(その後後退)	・直接支払要件強化 ・狙いを絞った直接支払	・インセンティブと市場創出 ・保全プログラム拡充	・狙いを定めた環境対策(肥料・飼料の効率改善、植林)	・技術開発・普及 ・助成全般に環境要件
財政	× 削減圧力	△ 農業予算横ばい	○ 環境対策費増	△ 予算は小規模	△ 環境関連予算小規模、横ばい
進捗	△ 前進、当初構想は後退	○ 前進、達成見込	△ 前進、一部停滞	○ 前進	△ 中期達成見込、挑戦的長期目標
実現要因	・環境戦略 ・予算圧力	・世論(国民投票)	・農家からの支持 ・財源確保	・農業経営上の利点 ・国の主導権	・欧米の政策動向 ・基本法改正
障害	・農家の反発 ・農業予算削減 ・右派の伸長	・管理の複雑さ ・農業経営の悪化	・気候変動対策からの撤退(共和党政権)	・財政制約 ・農家の負担回避	・財政制約 ・食料安全保障

資料 平澤作成。阮と石田のコメントを踏まえた

減) が加わった。EUとスイスは農業政策の基本的な法制において、環境への配慮を農業政策の主要な目的ないし目標として位置付けており、その点では20年ないし30年ほど遅れて欧州に近づいたと言えよう。ただし日本の基本法は制定当初から国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観形成など農業の多面的機能(注13)を基本理念に含んでいる。それとは別の理念として環境負荷低減を導入した点が特徴である。多面的機能を基本理念として残したことにより農業の正の外部性を強調しているようにみえる一方で、2つの概念相互の関係は必ずしも明らかではない印象を受ける。また、欧米では単なる環境負荷低減ではなく、環境を再生する役割が農業に期待されつつある。日本の施策で取り上げようとしている環境再生型農業は、農業の多面的機能(環境保全)にも関わるであろう。そうした文

脈も踏まえた理念の整理が望ましいのではないか。

みどり戦略は持続可能性と生産力の向上の二点を目的として並置し、技術開発と省力化に重点を置いたことが大きな特徴である。規制や補助金に重点を置いて持続可能性を追求する欧州の当初方針とは目的と手段が異なる。むしろ、欧米に比べて土地資源の制約が厳しく、環境と食料安全保障の二兎を追う点は中国と共通している。最近の欧州の方針変更は農業経営と食料安全保障への配慮を強めた点で日本や中国にやや近づいたように見受けられる。また、みどり戦略における生産力とイノベーションの重視は米国第一次トランプ政権の農業イノベーションアジェンダとも共通している。

また、みどり戦略はUNFCCCと生物多様性条約を考慮し、そしてEUと米国の戦略を参考として策定された。国際的な文脈から

すればルール形成と戦略策定の両面でやや受け身かつ後発であった面は否めないであろう。しかし資源制約と食料安全保障を重視せざるを得ない日本の立場を反映した戦略を策定したことは、国際交渉に臨む態勢を整える効果があったと考えられる。

みどり戦略の対象分野は環境全般と気候変動対策の両方に相応の重みがあり、欧州と米国の間に位置している。欧米と中国の節で言及したとおり、農場段階における環境保全と気候変動対策の具体的な取組みは現実には重複が多いことから、両方の分野を合わせて取組むことは効率的かつ有効となる可能性があるだろう。

気候変動の分野において、みどり戦略は燃料の燃焼に範囲を限り農業部門のCO₂排出ゼロ目標を明示している。欧米はこのような具体的な数値目標を提示していない。ただし日本の目標は削減の困難なメタン（水田と畜産）や亜酸化窒素（窒素肥料と畜産）を除いている。可能な範囲に限って目標を設定している点は、中国が農業廃棄物に限りゼロ排出を目指したのと同様である。

日本のみどり戦略はこれまでのところ高い継続性を示している。みどり戦略は当初から2050年までのロードマップを有しており、その後は30年の中間目標を追加し、政策のグリーン化を進めながら現在も実施を続けており、さらにその枠内で新たな展開も生じている。基本法の新たな基本理念がその支えとなっているとみてよいであろう。対照的にEUでは後退した環境戦略に直接

言及されることは少なくなり、取組みはすでに成立した、あるいは成立し得る具体的な施策に集中している。米国では、第一次トランプ政権が策定した農業イノベーションアジェンダへの言及は見当たらず、第二次トランプ政権は環境再生型農業に注力しつつある。EUと米国は選挙の周期によって政策が塗り替わり、長期にわたって同じ戦略を維持することは必ずしも容易ではない。また、スイスは農業リスク削減法への対応を終え、50年へ向けた新たな戦略へと移行しつつある。中国はグリーン農政について一貫した包括的な戦略は立てていない。総じて長期にわたる取組みを前提としながら当初の計画に沿って戦略の実施を継続していることは日本の特徴と言えそうである。

政策のグリーン化においては、農林水産分野の政府補助事業全般を対象とする環境要件（クロスコンプライアンス）を導入した。日本のクロスコンプライアンスは対象施策と対象者が広範であることが顕著な特徴である。欧米の同種の制度は直接支払い（EUの場合は農村振興政策の環境等の面積支払いを含み、米国の場合は作物保険も含む）の受給要件であるため、対象者は農業者等に限られている。要件の厳しさにはスイス、EU、米国で差がある。スイスとEUの要件は詳細であり、スイスの要件は特に高水準である。それらと比べて導入初期における日本の要件は取組みの容易な内容が設定されている。しかし将来的な厳格化が予定されており、いわば薄く広く底上げを図る仕組みである。また、追加の支援措置を

受けるにはみどり認定が必要とされる点も特色である。なお、クロスコンプライアンスの水準を引上げる際には参加者の負担が増すため導入・実施の難易度が上がると考えられる。制度の実効性が試されるのはその時かもしれない。

そして、農業者への支援措置は欧米に比べて予算の割合が小さい。みどり法による独自の支援措置は税制優遇措置や金利補助などである。農業環境支払いも予算規模は限られており、今のところ拡大の方針は示されていない。財政的に余裕のない点は中国と似通っている。EUでは農業予算の3割近くを占め、米国では環境対策（保全プログラム）の予算が3割拡大して直接支払い（農産物プログラム）や作物保険と並ぶ規模となっていることと比べれば大きな格差がある。ただし欧米は政策の蓄積が厚く、それが予算規模に反映している面もあると考えられる。とはいえ日本が採用しているクロスコンプライアンスや農業環境支払いは本来、相応の財政的裏付けを必要とする施策である。その点、農林水産省の補助事業全般を対象とするクロスコンプライアンスは、補助事業全体の予算の重みを動員することによって広範な受益者に環境対応を求める仕組みと言えよう。また、欧州の農業環境支払いはその多くが既存の取組みを対象としており、それによって多くの生産者の取組みを支えている。日本が新たに取組む農業者に対象を限ればそうした広がりには期待しにくくなるであろう。欧州ではクロスコンプライアンス等環境要件の強化を続

けた結果摩擦が生じて見直しが必要となり、EUではその一部を助成金の給付対象に戻している。予算を拡充して農業者に歓迎されている米国の状況も考慮すれば、財源の充実は取組みを拡大するうえで重要な課題と言えよう。

(注13) 日本では多面的機能に食料生産を含まない。それに対してスイスでは農業の果たす役割全体を多面的機能と呼んでいる。

(3) まとめ

EUの環境戦略と前後して始まった新たな農政グリーン化の波は、EUのある程度の後退にも関わらずスイス、米国、日本、中国まで相当の進展をみた。その手法と重点には国・地位間でかなりの差異がある。日本以外について整理すると、欧州の重点は環境保全にあり、おもな施策は環境規制の強化と既存の直接支払制度および要件のグリーン化である。米国の重点はGHG削減にあり、おもな施策は農業環境支払いの財源拡充とバイオ燃料の拡大である。そして中国は環境対策やGHG削減と食料安全保障の両立を目指しており、おもな施策は農業者の経済的誘因が働きやすい資源利用の効率化である。

それに対して日本のみどり戦略は環境対策とGHG削減の両方を目指し、EUや米国よりも後発ながら、いくつかの明確な特色を備えている。すなわち、①生産力と技術開発の重視、②2050年までの長期ロードマップを備え、基本法の新たな基本理念（環境負荷の低減）に支えられて当初戦略による取組みを継続していること、そして③農業

者に限らず補助事業全般を対象とするクロスコンプライアンスを導入し、その水準を順次引上げる計画を有していることである。

日本は中国と比較しても土地資源制約が厳しく、国内生産基盤がぜい弱化する中で単収の減少など農業生産の縮小につながる環境対策は取りにくい面がある。また、日本の農業環境支払制度は欧米に比べて蓄積が浅く財政枠も限られている。しかし気候変動への適応は喫緊の課題であり、また、長期的に食料安全保障を確保するためには、農地の劣化防止・改善など環境対策は避けて通れない課題である。食料安全保障と環境対策の両立は欧州と中国でも強く意識されており、今後の展開が期待される。

<参考文献>

(EU)

- ・平澤明彦 (2025a) 「欧州グリーンディール『自然の柱』と農業—戦略的対話へ向けて—」、蓮見雄・高屋定美 編著『カーボンニュートラルの夢と現実』、第8章、125～139頁、文眞堂。
- ・平澤明彦 (2025b) 「EU環境戦略の農業関連分野における成果と調整」『農林金融』第78巻、第3号、3月、2～33頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2503re1.pdf>
- ・平澤明彦 (2025c) 「米国に近づきそうなEUの農業環境対策」『農林金融』第78巻、第4号、4月
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2504win.pdf>
- ・平澤明彦 (2023) 「EU環境・気候戦略の進展と農業」『農林金融』第76巻、第4号、4月、19～47頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2304re2.pdf>

(スイス)

- ・平澤明彦 (2024) 「スイスの農業削減—2027年にリスク半減を目指す—」『農中総研 調査と情報』第105号、11月、4～5頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2411re2.pdf>

- ・平澤明彦 (2025) 「GXグローバル『スイス 農協が有機支援 需要に応え資材充実』」『日本農業新聞』3月3日付
- ・平澤明彦 (2024) 「GXグローバル『スイス、資材履歴を電子化』」『日本農業新聞』11月18日付
- ・平澤明彦 (2024) 「GXグローバル『スイスの直払い要件 環境対策の負担課題』」『日本農業新聞』9月30日
- ・平澤明彦 (2023) 「GXグローバル『スイスの直接支払制度改正 農薬や肥料削減推進』」『日本農業新聞』10月9日

(米国)

- ・平澤明彦 (2026) 「米国農政のグリーン化と農業法の動向—前編 2000年代以降の流れ—」『農林金融』第79巻、第3号、3月、2～23頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2603re1.pdf>
- ・平澤明彦 (2026) 「米国農政のグリーン化と農業法の動向(後編)—第二次トランプ政権の1年—」『農林金融』第79巻、第4号、4月、2～26頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2604re1.pdf>

(中国)

- ・阮蔚 (2025) 「中国の畜産分野の温暖化対策—進化するGHG排出削減策—」『農林金融』第78巻、第4号、4月、2～16頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2504re1.pdf>
- ・阮蔚 (2024) 「中国農林分野の温室効果ガス削減と環境対策」『農林金融』第77巻、第4号、4月、2～16頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2404re1.pdf>

(日本)

- ・石田一喜 (2023) 「現場で動きだす『みどり戦略』」『農林金融』第76巻、第6号、6月、29～49頁
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2306re2.pdf>

執筆分担

<はじめに、第1節、第4節>

平澤明彦 (ひらさわ あきひこ)

<第2節>

阮 蔚 (ルアン ウエイ)

<第3節>

石田一喜 (いしだ かずき)

南仏のワイン農協が直面する 気候変動と適応策の実践

気候変動が及ぼす農業生産への悪影響は気温上昇ばかりではない。豪雨の頻度と強さの高まりによる被害も深刻であり、我が国をはじめとして多くの国がその対応に苦慮している。ちなみに、米国における暴風雨(豪雨、^{ひょう}雹、強風、竜巻等を含む)による2025年の被害額は、農業被害を含めて社会全体で507億ドルに達すると推定されている。(注)

豪雨による被害は、多くの国において農業経営が個別に防止や被害の軽減を図ることが困難な自然災害と認識されている。例えば、河川の氾濫防止に必要な土木的対応は大規模な経費が掛かることから行政機関の担当となる。換言すれば、このような自然災害による農業生産への被害に関わる対応策を個々の農業経営が検討したとしても、有効な方法を見つけ出すことは容易ではない。では、豪雨による被害の深刻度が増す中で、農業経営はどのような対応が可能であろうか。以下では、南仏において豪雨による被害の軽減に取り組んでいるワイン生産者協同組合の奮闘をレポートしたい。我が国における農業経営による同被害への対応策の検討の一助となれば幸いである。

さて、ワイン生産者協同組合アンヌ・ド・ジョウユーズ(Anne de Joyeuse : 以下、[Adj])はフランス・ラングドック地方にて1929年に設立された。そのワインは、高品質を維持しつつ、かつ手頃な価格帯であることから高い評価を得ている。また、他の産地に先駆けて様々な栽培技術の導入による持続可能なブドウ生産に取り組んでおり、そのことも製品の高評価につながっている。例えば、病害虫の抑制・防除に関して、化学合成農薬からレモンガラス等のエッセンシャル・オイルへの回帰を進めビニヤード(果樹園)の持続性の強化を図っている。その結果有機栽培の割合は18%にまで高まっている。

このような特徴を有するAdjではあっても、気候変動による負の影響は避けられず、その対応をせまられてきた。具体的には、気温上昇によるブドウの品質への悪影響に加えて、豪雨によるビニヤードからの土壌流出が起こるようになった。気温上昇に対しては、耐暑性品種の導入や栽培技術上の対応が図られている。例えば、収穫作業を深夜から早朝(午前5時)に切り替えてブドウの品質保持を図り、また、果実の日焼け問題に対しては摘葉量の調整と日焼け防止材の散布を行っている。

一方、豪雨の被害に関しては、ブドウ栽培技術の工夫では対処できない。通

常、ビニヤードは丘陵地帯にあり、豪雨に見舞われたときには土砂流出が容易に起こりうる。さらに、ビニヤードから大量の雨水が早い速度で流出することにより、土壌だけでなくビニヤード内に敷設されている生産資材(ビニール、プラスチック、金属等)が近隣の河川に流れ込めば汚染を引き起こすことになる。このような状況に対してAdJは「レス・フロー、レス・ポリューション」をうたい、その軽減・防止を豪雨対策の目的の一つとしている。

AdJでは豪雨による被害の軽減を図るため主に二つの対策を実施している。一つは、ビニヤード内の斜面に降雨時の水流を緩和する盛り土を一定区間毎に設けることである。雨水が直接に流出することを防ぎ流速を遅くする効果がある。もう一つは、カバー・クロップを植付けることにより土壌中に団粒構造を作り出し、土壌への雨水の浸透量や浸透後の保水力を高めることである。雨水の浸透量や保水量が増せば、流出する雨水を減少できる。さらに、土壌中に張られたカバー・クロップの根が土壌流出を防止する効果を有する。このとき、根の長さが重要であり、早期刈り込みなどによる根長の調整を行っている。なお、カバー・クロップは夏場の土壌の水分確保にも有効となる。

これらの豪雨による被害への対策は、AdJの職員である4名の栽培技術者(営農指導員)が、組合外部の機関、組織、大学等とネットワークを形成し新技術の習得に努めることにより開発・導入されている。また、このネットワークでは種々のプロジェクトや共同研究を行い新技術の実効性の確認を行っている。そのうえで、新技術の普及に不可欠なのは生産者からの信頼を得ることであり、これは日々の管内ビニヤードの丹念な巡回による生産者との意思疎通に基づくとのことである。AdJによる気候変動^{けんいん}への適応は、栽培技術者が新技術の習得に務めるだけでなく、組合員生産者を牽引するリーダーシップを発揮することにより実践されているのである。

ただし、栽培技術者の危機感はさらに強まっている。以前では、40年間は変更する必要がなかったブドウ栽培方法は、現在では10年毎の見直し・更新が必要とのことである。

(注) 「U.S. Billion-Dollar Weather and Climate Disasters in 2025 An annual report of impacts across the country」 March 9, 2026

(就実大学 経営学部 教授 伊庭治彦・いば はるひこ)

農業分野における外国人材の 人権リスクと金融機関の役割

—現場ヒアリングに基づく構造分析と対応の方向性—

農林中央金庫 法務・コンプライアンス部 部長代理 佐々木慎吾

〔要 旨〕

近年、企業に対してサプライチェーンを含めた人権尊重の取組みが求められるなか、農業分野においても外国人材の受入に伴う人権リスクへの対応が重要な課題となっている。他方で、現場におけるリスクの多くは、明確な法令違反として顕在化するものではなく、外国人材の構造的ぜい弱性や農業特有の産業構造、文化的・情動的なギャップなどを背景として生じる「違法ではないが問題となり得るリスク」である。

本稿では、農業分野における外国人材の人権リスクについて、現場ヒアリングを踏まえながらその発生構造を整理するとともに、受入が円滑に機能している事例の特徴を考察する。人権課題への対応においては、法令遵守のみに着目するのではなく、リスクが生じる構造そのものを把握し、予防的な観点から取り組むことが重要である。また、金融機関は人権リスクを単なる管理対象として捉えるのではなく、取引先への気づきの提供や判断支援、関係者間の連携促進を通じて行動変容を後押しする役割を果たし得る。農業分野における持続的な人材確保と経営基盤の強化の観点からも、人権課題を経営課題として捉え直すことが求められる。

目 次

はじめに

1 農業分野における人権リスクの構造

- (1) 外国人材受入におけるライフサイクル別リスク
- (2) 構造的ぜい弱性と農業の特徴
- (3) 「違法ではないが問題となり得るリスク」

2 現場ヒアリングから見える実態

- (1) 外国人材と受入側の「すれ違い」
- (2) 現場におけるトラブルの発生構造
- (3) 受入がうまく機能している事例の特徴

3 金融機関に求められる役割

- (1) 従来のリスク管理の限界
- (2) 「人権」を実務に翻訳する視点
- (3) 金融機関による介入の方向性

4 農林中央金庫の取組と実務的示唆

- (1) 取組の位置づけ

- (2) 啓発活動および実務ツールの整備

- (3) 現場ヒアリングを通じた実態把握と課題の深掘り

- (4) 取組を通じて得られた示唆

- (5) 取組の限界と今後の課題

5 政策的・実務的インプリケーション

- (1) 「違法性」から「構造リスク」への認識転換

- (2) 人権課題の「経営課題化」と実務への落とし込み

- (3) グレーゾーン対応力の底上げ

- (4) 金融機関の「付加価値創出機能」としての位置づけ

- (5) マルチステークホルダーによる連携の必要性

おわりに

はじめに

近年、企業活動における人権尊重の重要性が国際的に高まっている。「ビジネスと人権」に関する国連指導原則の浸透や、欧州を中心とした人権デューデリジェンス（以下DD）規制の進展を背景に、企業に対して自社のみならずサプライチェーンを通じた人権への負の影響の防止・軽減が求められている。

こうした潮流のなかで、農業分野も例外ではない。とりわけわが国においては、担い手不足の深刻化を背景に、外国人材への依存度が高まりつつある。他方で、外国人材の受入をめぐるのは、国際的に「強制労働」や「人身取引」に該当し得る事案への懸念が指摘されており、農業分野は労働集約的な産業構造や中小・零細事業者が多いという特性から、人権リスクが顕在化しやすい領域とされている。

もっとも、現場に目を向けると、問題は必ずしも法令違反や明確な人権侵害として顕在化しているケースに限らない。むしろ、文化的背景の違いや情報格差、制度的制約といった要因が重なり合うなかで、「違法ではないがトラブルにつながり得る」事象が数多く存在している。こうした領域は、従来のコンプライアンスやリスク管理の枠組みでは把握しにくく、結果として離職や紛争、さらには産業全体の持続性に影響を及ぼす可能性がある。

これらの課題に対し、金融機関はどのよ

うな役割を果たし得るのか。本来、人権への影響は直接的な財務リスクとしては必ずしも顕在化しないため、従来の信用リスク管理の枠組みだけでは十分な対応が難しい側面がある。一方で、金融機関は取引先との対話や情報提供を通じて、行動変容を促す潜在的な影響力を有する主体でもある。

本稿では、農業分野における外国人材の人権リスクについて、現場ヒアリングをもとにその構造を整理するとともに、金融機関に求められる役割と実務上の対応方向について検討する。特に、従来の「違法か否か」という観点にとどまらず、「どのような構造の下でリスクが生じるのか」という視点から課題を捉え直すことで、より実効的な対応のあり方を提示することを目的とする。

なお、本稿における「人権リスク」とは、いわゆる企業にとってのリスクではなく、外国人材をはじめとするステークホルダーに対する負の影響を指すものである。また、本稿で農業分野を取り上げるのは、農業が他産業と比較して特に問題が大きいことを意味するものではない。農業は農林中央金庫グループの基盤産業であり、筆者が実務上接点を有する分野であることから分析対象としたものである。

1 農業分野における 人権リスクの構造

(1) 外国人材受入におけるライフサイクル別リスク

農業分野における外国人材の人権リスクは、単一の局面で発生するものではなく、採用から就労、生活、帰国に至る一連の過程において累積的に形成される特徴を有する。

まず採用・来日前の段階では、送出機関やブローカーを介した高額な手数料の負担や借金の存在が問題となり得る。こうした経済的負担は、来日後の離職を困難にし、実質的な拘束性を生み出す要因となる。

次に雇用関係においては、賃金や労働時間、安全衛生に関するリスクが存在する。農業は農繁期における長時間労働や、農薬・農業機械の使用といった特有の危険を伴う産業であり、適切な教育や管理が行われない場合、重大な事故や健康被害につながる可能性がある。

さらに生活面では、住居環境や私生活への過度な介入といった問題が指摘されることがある。これらは形式的には雇用契約の範囲外であっても、実態としては労働条件と密接に関係している。

最後に、苦情申立や救済へのアクセスが十分に確保されていない場合、問題が表面化せず、潜在的なリスクが蓄積

されることとなる。

このように、農業分野における人権リスクは「雇用」単体の問題ではなく、ライフサイクル全体を通じた構造的な問題として捉える必要がある。第1表に示すとおり、人権リスクは各段階において異なる形で現れるとともに、違法性の有無にかかわらず問題となり得る事象が広く存在している。

(2) 構造的ぜい弱性と農業の特徴

前節で整理したとおり、農業分野における人権リスクは、採用前から雇用・生活に至るライフサイクル全体にわたって存在するが、その発生を理解するうえでは、個別事象を列挙するだけでなく、それらを生み出す「構造」に目を向けることが重要である。

まず第一に指摘されるべきは、外国人材が置かれている構造的ぜい弱性である。技能実習制度や特定技能制度の下で来日する外国人材は、渡航時点で高額な手数料負担や借入を抱えている場合があり、これが経済的な圧力として作用する。また、言語や制度に関する情報格差があることに加え、

第1表 農業分野における外国人材人権リスク

プロセス	人権リスク(例)	問題となりうるリスク(例)
募集・採用	不公正な募集、高額手数料、情報格差	借金による拘束、期待条件との乖離
就労・職場	労働条件、安全衛生、ハラスメント	認識ズレ、指導方法の摩擦、長時間労働
生活・社会統合	居住環境、私生活、地域関係	孤立、コミュニティ不適合、心理的負担
苦情・救済	苦情申立、相談アクセス	言語障壁、報復懸念、制度不理解

資料 国連機関(ILO、IOM等)で用いられる移住労働者の受入プロセスに関する整理を踏まえ、筆者作成

在留資格上の制約から転職や離職の自由が限定される場合もあり、結果として受入企業との関係において交渉力が著しく弱い立場に置かれる。このような状況は、仮に明示的な強制や違法行為が存在しない場合であっても、実質的には「辞めたくても辞められない」「不利益を甘受せざるを得ない」といった状態を生み出し得る。

第二に、こうした外国人材のぜい弱性は、農業という産業の特性と結びつくことで、より顕著に現れる。農業は一般に労働集約的であるとともに、中小・零細規模の経営体が分散して存在する産業である。このため、体系的な人事管理や労務管理の仕組みが十分に整備されていない場合も少なくなく、受入は個々の経営者の経験や価値観に大きく依存する傾向がある。また、農作業は季節変動が大きく、農繁期には長時間労働が発生しやすいほか、農薬や農業機械、炎天下での作業など、安全衛生上のリスクも相対的に高い。

さらに、農業は都市部と比較して労働市場が限定的な地域に立地することが多く、外国人材にとって地理的・社会的な選択肢が制限されやすいという特徴も有する。この点は、例えば製造業やサービス業のように、近隣に複数の就業機会が存在する環境とは異なり、特定の受入先への依存度が高まりやすいことを意味する。その結果、受入側には「人材が流出しないようにしたい」という意識が働きやすく、意図せざる形で外出や転職に関する制約が強化されるなど、間接的な拘束につながる場合もある。

第三に重要なのは、これらの構造的要因が、必ずしも違法行為として認識されにくいという点である。例えば、賃金や労働時間が法令基準を満たしていたとしても、入国前に想定していた条件とのかい離や、他地域・他産業との比較において不利であると外国人材が認識した場合、不満や離職意向が高まる可能性がある。また、農業現場における指導方法やコミュニケーションのあり方は、日本人従業員にとっては一般的であっても、文化的背景の異なる外国人材にとっては威圧的、あるいは差別的と受け止められる場合がある。これらは形式的には違法とは言えないが、労使関係の悪化や紛争、ひいては離職につながる重要な要因となり得る。

加えて、外国人材の増加に伴い、受入職場における関係性の複雑化も見逃せない。外国人材と経営者との関係だけでなく、日本人従業員との間でも役割分担や負担の偏在が生じることがあり、これが適切に評価・調整されない場合、不満が外国人材に向けられる形で顕在化する可能性がある。このように、人権リスクは当事者間の問題として単純化できるものではなく、組織全体の設計やマネジメントに起因する側面を有している。

以上のように、農業分野における人権リスクは、外国人材の構造的ぜい弱性、産業特性、地域性、そして組織運営のあり方が複合的に作用することで生じている。このことは、個別の違法行為の有無のみをもって問題を把握するアプローチには限界があ

ることを示唆している。すなわち、実務においては、「どのような条件下でリスクが生じやすいのか」という視点から構造を理解し、予防的に対応することが求められるのである。

なお、こうした構造的リスクの発生要因は農業分野に特有のものではなく、製造業、建設業、サービス業を含む外国人材受入のさまざまな現場においても程度の差こそあれ見られる。本稿では農業分野を題材としているが、その示唆は幅広い産業に共通すると考えられる。

(3) 「違法ではないが問題となり得るリスク」

前節で見たとおり、農業分野における人権リスクは、外国人材の構造的ぜい弱性と産業特性が重なり合うことで生じる。このことは同時に、当該リスクの多くが、必ずしも明確な違法行為として顕在化するものではないことを意味している。むしろ実務上は、「法令には違反していないが、労使関係の悪化や離職、さらには社会的評価の低下につながり得る事象」、いわゆるグレーゾーンの領域にこそ、重要な論点が存在すると言える。

第一に挙げられるのは、「適法性と納得感のかい離」である。例えば、賃金水準や労働条件が法令上の最低基準を満たしている場合であっても、外国人材の側がそれを必ずしも適切と評価するとは限らない。近年では、SNS等を通じて他地域・他産業の労働条件に関する情報へ容易にアクセスで

きるようになっており、外国人材は自身の処遇を「日本人と比較してどうか」ではなく、「他の受入先と比較してどうか」という観点で評価する傾向がある。この結果、受入側が「日本人と同等の待遇」を提供していると認識している場合でも、外国人材の側では不満が生じる可能性がある。

第二に、文化的・価値観の違いに起因する認識のずれがある。農業現場においては、作業の安全確保や効率性の観点から、比較的強い口調での指導や迅速な意思伝達が行われることがあるが、こうした指導方法が外国人材にとっては威圧的、あるいはハラスメントとして受け止められる場合がある。また、宗教上の配慮や生活習慣に関する理解が不十分な場合、受入側に悪意がなくとも、結果として差別的な取扱いと受け止められ、関係悪化につながる可能性がある。このような事象は法令違反として明確に整理されることが難しい反面、紛争リスクの高い領域である。

第三に、制度や慣行に内在する暗黙の拘束性も重要な論点である。例えば、外出や転職に関して形式的な制限が存在しない場合であっても、「人材が流出すると経営に影響が出る」といった受入側の意識や、地域社会との関係性のなかで、事実上の制約として機能するケースがある。また、外国人材が相談できる相手を欠き、孤立した状態に置かれることで、不満や困難を表明しにくい環境が生まれる場合もある。これらは法的には問題がない場合でも、実質的には行動の自由を制限し、人権リスクとして

評価され得る。

第四に、組織内の関係性に起因するリスクも無視できない。外国人材の受入に伴い、日本人従業員側に指導やサポートの負担が集中する場合、その負担が十分に評価されないと、不満が外国人材に向かう形で表出することがある。また、在留資格や役割の違いによる待遇差が十分に説明されない場合、「なぜ自分だけ扱いが異なるのか」という不信感が生じる。こうした問題は、個々の当事者の問題というよりも、組織全体の設計やマネジメントのあり方に起因する側面が強い。

これらの「違法ではないが問題となり得るリスク」に共通するのは、いずれも「意図的な人権侵害」というよりも、認識の差異や情報不足、構造的な制約に起因しているという点である。したがって、対応にあたっては、単に法令遵守を徹底するだけでは不十分であり、現場におけるコミュニケーションの質の向上や、事前の説明・期待値のすり合わせ、さらには組織全体としての受入体制の整備が不可欠となる。

また、これらのリスクは軽視されがちであるものの、放置した場合には離職や紛争といった形で顕在化し、人材確保や経営の安定性に影響を及ぼす可能性がある。加えて、近年では企業のサプライチェーンを通じた人権対応が国際的に注目されていることから、こうしたグレーゾーンの問題が外部からの批判やレピュテーションリスクとして顕在化する可能性も否定できない。

このように、農業分野における人権リス

クを適切に把握するためには、「違法か否か」という観点に加え、「どのような状況が問題を引き起こし得るのか」という視点から、予防的・構造的に捉えることが求められる。次節では、こうした特徴を踏まえ、金融機関がどのように関与し得るのかについて検討する。

2 現場ヒアリングから見える実態

(1) 外国人材と受入側の「すれ違い」

現場ヒアリングを通じて確認されたのは、外国人材と受入側との間に存在する多様な「認識のずれ」である。これらは、法令違反として顕在化する以前の段階において、日常的に発生している。

例えば、受入側が「日本人と同等の待遇」を提供していると認識している場合であっても、外国人材の側は必ずしもそれを適切と評価するとは限らない。外国人材は、他地域や他企業の待遇と比較して自身の処遇を評価する傾向があり、その結果、受入側との間に期待値のずれが生じる場合がある。また、在留資格の違いによる制度上の制約や待遇差が十分に説明されていない場合、「なぜ自分は認められないのか」といった不満にもつながり得る。

さらに、指導方法やコミュニケーションに関しても認識の差異が見られる。農業現場では迅速な対応や安全確保のために強い口調での指導が行われることがあるが、これが文化的背景の異なる外国人材にとって

は威圧的に受け止められる場合がある。一方で、逆に柔らかい言い方で注意が十分に伝わらず、指導が機能しないといった事例も確認されている。

これらの事象は、個々には小さなすれ違いに見えるが、蓄積することで信頼関係の低下や離職につながり得る点で重要である。

(2) 現場におけるトラブルの発生構造

ヒアリングからは、前章で整理した構造的要因が、現場において特定の形でトラブルとして顕在化している様子が確認された。すなわち、これらの要因はそれ自体が直接的な問題として現れるのではなく、認識の差異や関係性の変化を通じて具体的な摩擦として表出している点に特徴がある。

まず、理解不足に関しては、外国人材が日本社会や職場環境に関する十分な知識を持たないまま業務に従事することが一因となる。例えば、生活音や働き方、職場での暗黙のルールなどは、母国では問題とならない場合であっても、日本ではトラブルの原因となることがある。こうした差異は、単に説明するだけでは十分に伝わらない場合も多く、実際の環境に置かれて初めて認識される側面もある。このような理解不足は、注意や指導の場面における認識の差として現れ、受入側との間で摩擦を生じさせる要因となる。

一方、心理的孤立は、外国人材が職場や地域社会のなかで十分な関係性を築けていない場合に生じやすい。例えば、過度に配慮された結果として「特別扱い」され、組

織の一員として扱われていないと感じたり、通訳を介した間接的なコミュニケーションが中心となることで、企業との直接的な関係が構築されにくいといった状況が見られる。こうした状況は、組織への帰属意識の低下やコミュニケーションの断絶を通じて、結果として離職や外部への依存といった行動につながり得る。

このような状態においては、日本語学習への意欲が低下したり、同国出身者との閉じたコミュニティに依存する傾向が強まることがある。また、孤立感が高まるなかで、外部からの誘いや不適切な情報に影響を受けやすくなるといったリスクも指摘されている。

これらの要因は、いずれも法令違反として明確に把握されるものではないものの、トラブルの発生や行動変容に大きな影響を与えるものである。

(3) 受入がうまく機能している事例の特徴

他方、外国人材の受入が比較的円滑に行われている事例においては、いくつかの共通点が見られる。

第一に、受入側の姿勢が明確であることである。すなわち、「どのような人材として受け入れるのか」「どのような役割を期待するのか」といった点が明確に示されており、外国人材に対してもその趣旨が十分に伝えられている。これにより、過度な遠慮や曖昧な関係ではなく、適切な距離感を保った関係が構築されやすくなる。

第二に、ルールと期待値の明示が挙げられる。就業上のルールだけでなく、生活面を含め「どのような行動が求められるのか」を具体的に示し、必要に応じて文書等で確認することで、認識のずれを防ぐ効果がある。

第三に、日常的なコミュニケーションの確保である。単に業務指示を伝達するだけでなく、本人の理解度や感じ方を確認する対話を重ねることで、不満や誤解の早期把握につながる。また、外国人材が職場や地域に対して帰属意識を持てるような環境づくりも、定着に寄与する要素と考えられる。

これらの点を踏まえると、外国人材の受入がうまく機能するか否かは、個別の制度や条件以上に、受入側の姿勢やコミュニケーションの設計に大きく依存していることがうかがえる。

3 金融機関に求められる役割

(1) 従来のリスク管理の限界

農業分野における外国人材の人権リスクは、これまでみてきたとおり、必ずしも法令違反や明確な不正行為として顕在化するものに限られない。この特徴は、金融機関の従来のリスク管理手法との間に一定のギャップを生じさせている。

一般に金融機関は、取引先に関するリスクを信用リスクやコンプライアンスリスクといった枠組みで把握しており、特に人権に関しては、強制労働や重大な労働法違反など、外部報道や行政処分として顕在化し

た事象を中心に対応することが多い。しかしながら、農業分野における人権リスクの多くは、「違法ではないが問題となり得る」グレーゾーンに位置するため、こうしたアプローチでは十分に捕捉することが難しい。

また、人権問題は必ずしも短期的な財務影響として顕在化するとは限らない。そのため、信用リスクとしての優先度が相対的に低く評価されやすく、結果として取引先との対話や関与が限定的となる傾向がある。しかし一方で、外国人材の離職や労働環境の問題は、慢性的な人手不足に直結し、農業経営の持続可能性に影響を及ぼす可能性があるほか、サプライチェーンを通じた評価の低下やレピュテーションリスクとして顕在化する可能性もある。

このように、農業分野における人権リスクは、「財務リスクとして直ちに把握されるものではないが、中長期的には事業の安定性や持続性に影響を及ぼし得るリスク」として位置づける必要がある。したがって、金融機関においても、従来のリスク管理の枠組みに加え、より広い観点からの対応が求められる。

(2) 「人権」を実務に翻訳する視点

もっとも、「人権」という概念は、農業者にとって必ずしも馴染みのあるものではなく、「思想的」「自分たちの経営とは関係が薄い」といった受け止め方をされる場合もある。この点は、現場への働きかけを行ううえでの大きなハードルとなり得る。

実務的に重要なのは、この「人権」とい

う概念を、現場の経営課題や日常的なオペレーションと結びつく形で翻訳することである。具体的には、人権リスクを「人材の定着」「作業の安全確保」「職場内コミュニケーション」といった観点に置き換えて捉えることで、農業者にとって理解しやすく、実践可能なものとすることができる。

例えば、労働安全衛生の確保は、国際的には人権の一部として位置づけられているが、現場においては「事故防止」「作業効率向上」という観点から説明する方が受け入れられやすい。また、外国人材とのコミュニケーションの問題も、「人権尊重」というよりは、「誤解を防ぎ、定着率を高めるための経営上の工夫」として位置づけることで、具体的な行動につながりやすくなる。

こうした翻訳作業は、単に言葉を置き換えるというよりも、人権の概念を経営課題として再解釈するプロセスであると言える。金融機関は、取引先との対話や情報提供を通じて、このプロセスを支援する役割を担うことができる。

(3) 金融機関による介入の方向性

以上を踏まえると、農業分野における人権リスクに対して、金融機関が果たし得る役割は、単なるリスクの把握や排除にとどまらず、より広い意味での「行動変容の促進」にあると考えられる。本稿では、その具体的な方向性として、以下の三点を指摘したい。

a リスクの可視化と気づきの促進

第一に、取引先における人権リスクを可視化し、「気づき」を促す役割である。前述のとおり、農業分野の人権リスクは顕在化しにくく、当事者自身が問題として認識していない場合も多い。このため、チェックリストやヒアリングなどを通じて、現状の取組状況や潜在的な課題を整理し、客観的に提示することが重要となる。

この際、単に「問題があるか否か」を判断するのではなく、「どのような点がリスクとなり得るのか」「どのような改善余地があるのか」といった観点でフィードバックを行うことが、実効的な改善につながる。

b 判断軸の提供と実務知見の共有

第二に、現場で判断に迷いやすいグレーゾーンについて、一定の判断軸や考え方を提示する役割である。文化的差異や制度上の制約に起因する問題は、「何が正解か」が一義的に決まらない場合が多い。そのため、具体的な事例や対応の考え方を共有し、取引先が自ら判断できるよう支援することが求められる。

例えば、宗教上の配慮や労働条件の調整に関しては、画一的なルールを提示することが難しい一方で、「どのような点に配慮すべきか」「本人とどのように対話すべきか」といったプロセスを示すことは可能である。このような知見の共有は、個別のトラブルを未然に防ぐうえで有効である。

c ステークホルダーをつなぐハブ機能の 発揮

第三に、農業者、行政、業界団体、専門家といった多様なステークホルダーをつなぐハブとしての役割である。人権リスクの多くは、単一の主体で解決できるものではなく、制度的・構造的な要因が関与していることから、関係者間の連携が不可欠である。

金融機関は、取引先との継続的な接点を有するとともに、業界全体の動向や外部の知見を把握し得る立場にある。この強みを活かし、現場の課題を外部に橋渡しするとともに、外部の知見を現場に還元することで、全体としての底上げを図ることが期待される。

以上のように、農業分野における人権リスクへの対応において、金融機関は単なる資金の提供者にとどまらず、「気づきの提供者」「判断支援者」「連携のハブ」としての役割を果たすことが可能である。この役割は、従来の信用リスク管理の枠組みとは異なり、必ずしも短期的な収益やリスク低減に直結するものではない。しかし、中長期的に見れば、農業経営の持続可能性の向上や、産業全体の信頼性確保に資するものであり、金融機関にとっての新たな付加価値の創出につながる可能性を有している。

4 農林中央金庫の取組と 実務的示唆

(1) 取組の位置づけ

前章で示したとおり、農業分野における人権リスクは、違法行為として顕在化する以前の段階において多く存在しており、従来のリスク管理手法では十分に対応しきれない側面を有している。このような特徴を踏まえると、金融機関による対応は、個別の不祥事への対処というよりも、取引先の認識変容や行動変容を促す「予防的アプローチ」として設計される必要がある。

農林中央金庫では、この点を踏まえ、農業分野における外国人材の人権尊重に関して、取引先への啓発および現場実態の把握を組み合わせた取組を進めてきた。これらは、投融資先のリスク管理の高度化という側面にとどまらず、農業分野における人材確保や持続的な経営の基盤強化に資する施策として位置づけられている。

(2) 啓発活動および実務ツールの整備

具体的な取組としては、まず、外国人材を雇用・受入する農業法人等を対象に、人権尊重の観点からのセルフチェックを促す「自己診断型ツール」を整備し、取引先に対する啓発活動を行っている。

本ツールは、単に法令遵守状況を確認するものではなく、労働条件、コミュニケーション、生活環境など幅広い観点から、現場における課題の有無や改善余地を可視化

することを目的としている。あわせて、解説資料や事例集を提供することで、「何が問題となり得るのか」「どのように対応すべきか」といった点について理解を促す構成としている。

このような取組は、前章で述べた「リスクの可視化」と「判断軸の提供」に対応するものであり、特にグレーゾーンに位置する論点について、取引先自身が気づきを得る契機となることを意図している。

一方で、これらの啓発活動は、一律的な対応を求めるものではなく、現場の実情に応じた改善を促すものであることが重要である。農業分野においては、経営規模や品目、地域特性によって状況が大きく異なるため、画一的な基準ではなく、あくまで「考えるための材料」を提供する形での働きかけが有効であると考えられる。

(3) 現場ヒアリングを通じた実態把握と課題の深掘り

加えて、啓発活動と並行して、外部専門家や関係団体との意見交換、さらには現場関係者へのヒアリングを通じて、農業分野における外国人材受入の実態把握を行っている。

これらのヒアリングから明らかになったのは、前章で整理したとおり、外国人材のせい弱性と農業特有の構造が重なり合うなかで、「違法ではないが問題となり得るリスク」が広く存在しているという点である。例えば、待遇に関する認識の差異、指導方法をめぐる文化的な摩擦、宗教や生活習慣

への配慮のあり方など、形式的な法令遵守では捉えきれない論点が多数確認された。

また、こうした問題は、受入企業と外国人材の二者間の関係にとどまらず、日本人従業員や地域社会を含めた多層的な関係性のなかで生じていることも示唆された。特に、日本人側の負担感や評価のあり方が、職場内の摩擦や不満の背景となるケースは少なくなく、受入体制を組織全体の問題として捉える必要性が確認された。

これらの知見は、単に実態を把握するにとどまらず、啓発内容の見直しや今後の施策検討における重要な基礎情報として位置づけられる。

(4) 取組を通じて得られた示唆

以上の取組を通じて、いくつかの実務的示唆が得られている。

第一に、「人権」という概念の翻訳の重要性である。農業者に対しては、「人権尊重」という抽象的な言葉よりも、「人材の定着」「安全な職場づくり」といった具体的な経営課題として提示する方が、理解と納得を得やすい。したがって、啓発においては、国際基準との対応関係を踏まえつつも、現場の言葉で説明することが重要である。

第二に、判断軸の共有の必要性である。文化的差異や制度的背景に起因する問題については、画一的な正解を提示することが難しい一方、「どのように考え、どのように判断すべきか」というプロセスを共有することで、現場における対応力の底上げに

つながる。特に、「どこまでが許容されるのか」といった境界領域に関する整理は、トラブル予防の観点から重要である。

第三に、関係者間の対話の必要性である。農業分野における人権課題は、個別の企業努力のみで解決できるものではなく、制度や地域環境とも密接に関係している。このため、行政、業界団体、専門家等との継続的な対話を通じて、共通認識を形成していくことが不可欠である。

(5) 取組の限界と今後の課題

もっとも、以上の取組にはいくつかの限界も存在する。

第一に、啓発活動はあくまで自発的な取組を前提としており、その実効性にはばらつきが生じ得る点である。特に、人権に対する認識が十分でない場合には、チェックリスト等を形式的に捉えられる可能性もある。

第二に、金融機関として関与できる範囲には限界がある点である。採用過程における手数料や送付機関の問題など、国外を含む構造的課題については、単独での対応が難しい。また、系統組織を含めた広範な関係者との関係のなかで、どのように影響力を行使していくかは引き続きの検討課題である。

第三に、リスクの把握と施策への反映の関係も課題となる。現場ヒアリングを通じて得られた知見を、どのように体系化し、実務ツールの改善や対象先の選定に反映していくかについては、今後さらなる検討が

必要である。

これらの課題を踏まえ、今後は、ヒアリングを通じたリスクの深掘りと、啓発内容の高度化を相互に連動させるとともに、関係機関との連携を通じて、より実効的な対応を模索していくことが求められる。

5 政策的・実務的 インプリケーション

本稿では、農業分野における外国人材の人権リスクについて、構造的要因および現場ヒアリングに基づく実態を整理するとともに、金融機関に求められる役割と対応の方向性について検討してきた。これらを踏まえると、本テーマに関しては、単なる個別企業の対応にとどまらず、産業全体としての底上げを図る観点から、いくつかの政策的・実務的示唆を導くことができる。

(1) 「違法性」から「構造リスク」への 認識転換

第一に求められるのは、人権リスクを「違法行為の有無」で捉える従来の枠組みから、「どのような構造のもとでリスクが生じるのか」という視点への転換である。

農業分野における人権問題の多くは、法令違反として顕在化する以前の段階、すなわち認識のずれや情報格差、制度的制約といった要因の積み重ねとして発現する。このため、違法性の有無のみをもって評価するアプローチでは、リスクの本質を捉えることが難しい。

したがって、実務においては、例えば「どのような条件下で離職が起きやすいのか」「どのようなコミュニケーションが摩擦を生みやすいのか」といった観点から、リスクが発生するメカニズムを把握し、未然に対応することが重要となる。このような予防的視点の導入は、金融機関のみならず、農業者や関係機関においても共有されるべき基本的な方向性である。

(2) 人権課題の「経営課題化」と実務への落とし込み

第二に、人権課題を現場の経営課題として再定義し、実務に落とし込む必要がある。

前章で示したとおり、「人権」という概念は、現場の農業者にとっては抽象的であり、必ずしも自らの経営課題として認識されにくい。このため、「人権尊重」をそのまま訴求するのではなく、「人材の定着」「生産性の向上」「安全な作業環境の確保」といった具体的な経営課題と結びつけて提示することが重要となる。

特に農業分野においては、慢性的な人手不足が経営の持続可能性に直結していることから、外国人材の定着率の向上は極めて重要な課題である。この観点からは、コミュニケーションの改善や適切な労務管理は、単なる「人権対応」ではなく、経営戦略の一部として位置づけることが可能である。

したがって、今後の施策においては、人権課題を倫理的な問題としてのみ扱うのではなく、経営改善や競争力強化といった文

脈の中で整理し直すことが求められる。

(3) グレーゾーン対応力の底上げ

第三に、現場におけるグレーゾーン対応力の底上げが必要である。

文化的差異や制度的背景に起因する問題については、「唯一の正解」を提示することが難しい一方、現場では日常的に判断を迫られる場面が存在する。このような状況においては、個々の農業者の経験や感覚に依存するのではなく、一定の判断軸や考え方を共有することが重要となる。

具体的には、事例ベースでの情報提供や、典型的なトラブルとその対応プロセスの整理などを通じて、現場での意思決定を支援する仕組みが有効である。また、「何をすべきか」だけでなく、「なぜそれが重要なのか」という背景理解を促すことも、持続的な行動変容につながる。

このような対応は、個社単位で行うには限界があることから、業界団体や金融機関、行政などが連携し、知見の共有や教育機能を担うことが期待される。

(4) 金融機関の「付加価値創出機能」としての位置づけ

第四に、金融機関にとっても、人権対応を単なるリスク管理の枠組みにとどめず、付加価値創出機能として位置づける視点が重要である。

人権リスクは、短期的な信用リスクとしては顕在化しにくい一方で、長期的には労働力確保やサプライチェーンにおける評価、

さらには産業全体の信頼性に影響を与える。このため、金融機関が早期から関与し、取引先の対応力を高めることは、結果として顧客基盤の強化やリスクの未然防止につながる可能性がある。

特に農業分野においては、金融機関が地域や産業との継続的な関係性を有していることから、単なる資金供給にとどまらず、情報提供や対話を通じた支援を行うことが可能である。このような関与は、ESGの観点における評価のみならず、実務的な価値の創出にも資するものである。

(5) マルチステークホルダーによる連携の必要性

第五に、農業分野における人権課題は、単一の主体によって解決できるものではなく、複数のステークホルダーが関与する構造的課題であることを踏まえる必要がある。

送出機関や受入制度、地域社会、行政施策などが相互に関連しているなかで、個別の農業者や金融機関のみで対応できる範囲には限界がある。このため、業界団体、行政、研究機関、支援団体などとの連携を通じて、課題の共有と対応の標準化を進めることが重要である。

特に、現場で蓄積された知見を制度設計や政策に反映する循環を構築することは、持続的な改善の観点から重要であり、金融機関はその媒介的役割を担うことが期待される。

以上のように、農業分野における外国人材の人権課題に対応するためには、「違法

性の有無」から「構造的リスク」への認識転換を起点として、経営課題としての再定義、グレーゾーン対応力の強化、そして多様な主体の連携が不可欠である。

金融機関においては、これらの取組を通じた価値創出を中長期的視点で捉えるとともに、現場との対話を基盤とした実践を積み重ねていくことが求められる。その過程において得られる知見は、個別の取引先にとどまらず、農業分野全体の持続可能性の向上に資するものとなることが期待される。

おわりに

本稿では、農業分野における外国人材の人権リスクについて、構造的要因および現場ヒアリングに基づく実態を整理するとともに、金融機関に求められる役割と対応の方向性について検討した。

分析を通じ明らかとなったのは、農業分野における人権課題の多くが、「違法性の有無」という従来の枠組みでは捉えきれない、構造的かつ予防的に対応すべきリスクとして存在している点である。外国人材のぜい弱性と産業特性が重なり合うなかで、認識の差異や情報不足に起因する摩擦が生じやすく、これらが離職や労使関係の悪化を通じて、経営の持続可能性に影響を及ぼし得る。

このような課題に対応するためには、「違法か否か」から「どのような構造のもとでリスクが生じるのか」への認識転換を出発点として、人権課題を経営課題として

再定義し、現場における判断力や対応力を高めていくことが重要となる。また、個別主体の取組のみならず、関係者間の連携を通じて、知見の共有と全体の底上げを図ることが不可欠である。

金融機関においては、これらの取組を通じた価値創出を中長期的視点で捉えるとともに、取引先との対話を基盤とした実践を積み重ねていくことが求められる。その過程で得られる知見は、個別の取引先支援にとどまらず、農業分野全体の持続可能性の向上に寄与するものであると考えられる。

本稿では農業分野を対象に検討を行ったが、人権課題を構造的・予防的に捉える視点や、金融機関による支援・対話の重要性は、外国人材を受け入れる他の産業分野においても有効であると考えられる。

今後は、現場ヒアリング等を通じた実態把握をさらに深化させるとともに、そこで得られた知見を啓発や支援のあり方に反映していくことが重要である。こうした取組の積み重ねが、農業分野における外国人材の受入環境の改善と、持続的な産業基盤の形成につながることが期待される。

<参考文献>

- ・国際連合（2011）「ビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）」
- ・日本政府（2025）『「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）』
- ・ILO（2017, revised）Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy

（ささき しんご）

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP))
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

2025年6月号をもって巻末統計を廃止しました。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026年9月号第79巻第9号〈通巻967号〉9月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願いします